

平成30年度統計法施行状況に関する  
審議結果報告書  
(第Ⅲ期基本計画関連分)  
(案)

令和元年 月 日  
総務省統計委員会



## はじめに

統計委員会では、毎年度、統計法（平成19年法律第53号）第55条第2項の規定により、総務大臣が取りまとめた統計法の施行状況について報告を受けており、同条第3項の規定に基づく意見を総務大臣又は関係行政機関の長に対して述べる要否を含め、審議を行っている。

この審議は、専ら、統計法第4条の規定に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）において検討・実施が求められた事項を対象にしており、これら事項の着実な推進を図る上からも重要な役割を担っている。

これまで基本計画は、第Ⅰ期が平成21年3月13日に、第Ⅱ期が平成26年3月25日に閣議決定され、統計行政全般に関するマスタープランとして機能してきた。今般の第Ⅲ期基本計画は、平成30年3月6日に閣議決定されたところであり、統計委員会の機能強化などを内容とする統計法の改正（平成30年法律第34号）ともあいまって、公的統計の整備は、新たな局面を迎えている。

このような中、本年度の統計法施行状況に関する審議は、第Ⅲ期の基本計画の初年度である平成30年度に各府省が行った取組のうち、統計委員会において、その詳細な確認が必要とされた事項について、関係府省の取組を評価するものであり、本報告書は、統計委員会企画部会における審議結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の構成は、これまでと同様、「本編」と「資料編」からなっている。「本編」では、検討の経緯や企画部会における審議結果等を概括しており、「資料編」では、企画部会で使用された資料等で構成している。

## 目次

### 【本編】

#### I 検討の経緯等

1 検討の経緯	5
2 審議の対象（本報告書の対象）	5
3 審議の進め方	5
4 審議経過	6

#### II 第Ⅲ期基本計画への取組状況に関する審議結果

1 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法	11
（1）取組状況	11
（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等	11
2 消費者物価指数の次期基準改定に向けた対応	13
（1）取組状況	13
（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等	13
3 事業所母集団データベースの整備・充実に向けた対応	14
（1）取組状況	14
（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等	15
4 売上高等の集計に関する消費税の取扱い	16
（1）取組状況	16
（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等	16
5 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供に関する検討状況	18
（1）取組状況	18
（2）取組状況に対する評価、今後の方向性等	18

## 【資料編】

(資料1) 平成30年度統計法施行状況審議の進め方について (令和元年6月28日企画部会決定) .....	21
(資料2) 平成30年度施行状況報告の審議対象事項(案) (令和元年7月18日企画部会資料) .....	23
(資料3) 法人企業統計調査の欠測値補完等について (令和元年8月23日国民経済計算体系的整備部会資料) .....	25
(資料4-1) 消費者物価指数(CPI) 2020年基準改定における冠婚葬祭サービスの把握について (令和元年8月23日国民経済計算体系的整備部会資料) .....	31
(資料4-2) 消費者物価指数(CPI) 2020年基準改定におけるネット販売価格の採用拡大について (令和元年8月23日国民経済計算体系的整備部会資料) .....	35
(資料5) 事業所母集団データベースの整備・充実に向けた対応 (令和元年8月30日企画部会資料) .....	41
(資料6) 統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドラインについてーガイドラインの概要・適用状況ー (令和元年8月30日企画部会資料) .....	44
(資料7) 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供に係る検討状況について (令和元年8月30日企画部会資料) .....	49

## 【参考URL】

- (1) 平成30年度(2018年度) 統計法施行状況報告(令和元年6月27日総務省)  
<[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm)>
- (2) 企画部会の審議状況(第1回~第4回)  
<[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/toukei/kikaku/kaigi.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/kikaku/kaigi.html)>
- (3) 国民経済計算体系的整備部会の審議状況(第17回)  
<[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/sna/kaigi.html)>



# 【本 編】





# I 検討の経緯等



## 1 検討の経緯

総務大臣は、統計法第55条第1項の規定に基づき、統計法の施行状況について各府省に報告を求め、同条第2項の規定に基づき、毎年度その報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告することとされている。そして、この報告を受けた統計委員会は、同条第3項の規定に基づき、関係大臣に意見を述べるができることとされている。

統計委員会は、令和元年6月27日開催の第138回統計委員会における総務大臣からの平成30年度の統計法施行状況報告を受け、直ちに企画部会に付託して、審議を開始した。

## 2 審議の対象（本報告書の対象）

本報告書は、第Ⅲ期基本計画に記載された事項に係る平成30年度までの各府省の取組状況について、総務大臣からの報告を受けて令和元年度に企画部会で審議した事項について結果をとりまとめたものである。

## 3 審議の進め方

＜第Ⅲ期基本計画への取組状況に関する審議＞

審議は、「平成30年度統計法施行状況審議の進め方について」（令和元年6月28日企画部会決定）（資料1参照）に沿って、以下のとおり行われた。

### （1）審議方法、審議回数

審議は、企画部会において、関係府省からの提出資料やヒアリング等を通じ、取組状況や今後の見通し等を確認するという方法で実施し、結果を報告書として取りまとめることとした。6月に審議の進め方、7月に審議事項を決定した後、具体的な審議は、ヒアリング及び質疑を8月に1回、取りまとめ審議を9月に1回の計2回実施した。

### （2）審議事項の選定の考え方

本年度の審議対象である平成30年度は、第Ⅲ期基本計画の初年度に該当し、各省の取組も端緒の段階であることを踏まえ、部会長と事務局において相談した上で、次の3点を考慮して審議候補事項を部会に提示した。その上で、提示した審議候補事項以外の事項も含め委員から意見を収集の上、部会の協議を経て決定することとした。

- ① 実施時期が「平成30年度（2018年度）末までに実施する（結論を得る）。」とされている事項（19件）
- ② 実施時期が「可能な限り早期に実施する（結論を得る）。」とされている事項（3件）
- ③ 実施時期が「平成30年度（2018年度）から実施する。」とされているものうち、検討状況又は進捗状況の詳細を確認する必要がある事項

### (3) 審議事項等

7月18日の企画部会において、各府省からの報告に関して改めて確認する必要があるものとして、以下のとおり5件の審議事項を選定した。また、審議事項のうち、国民経済計算に係るものについては、専門性を考慮し、国民経済計算体系的整備部会において実質的な議論を行った。なお、上記(2)の①から③のうち今回の審議対象としなかった事項は、統計委員会として、現時点において、各府省からの報告に関して改めて確認する必要がないと判断したものとした。

#### ■国民経済計算体系的整備部会の審議事項（8月23日）

- ①「法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る」ことについて
- ②「消費者物価指数の次期基準改定に向けた冠婚葬祭サービスなどの把握の可否」等について

#### ■企画部会の審議事項（8月30日）

- ③「事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充」等について
- ④「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」の導入・適用について
- ⑤「賃金構造基本統計調査における匿名データの提供」について

## 4 審議経過

上記「3」の審議の進め方に沿って、企画部会及び国民経済計算体系的整備部会で審議を行い、その結果を、9月30日の第4回企画部会に「平成30年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）（案）」として提示し、審議の上、決定、公表した。

審議経過は、以下のとおりである。

### <第Ⅲ期基本計画への取組状況に関する審議>

令和元年

- |       |  |
|-------|--|
| 6月27日 | 第138回統計委員会において、総務大臣が統計委員会に対し、「平成30年度統計法施行状況報告」を提出  |
| 6月28日 | 第1回企画部会において審議の進め方（審議事項含む）を決定   |
| 7月18日 | 第2回企画部会において、審議事項を決定  |
| 8月23日 | 第17回国民経済計算体系的整備部会において、以下の事項について各府省ヒアリングを実施 <ul style="list-style-type: none"><li>・「法人企業統計調査における調査票の督促、結束地の補完方法の改善方法について結論を得る」ことについて</li><li>・「消費者物価指数の次期基準改定に向けた冠婚葬祭サービスなどの把握の可否」等について</li></ul> |

- 8月30日 第3回企画部会において、以下の事項について各府省ヒアリングを実施
- ・「事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充」等について
  - ・「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」の導入・適用について
  - ・「貸金構造基本統計調査における匿名データの提供」について
- 9月30日 第4回企画部会において、平成30年度統計法施行状況に関する審議結果報告書案を審議し、決定、公表



## Ⅱ 第Ⅲ期基本計画への取組状況 に関する審議結果





## 1 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法

第Ⅲ期基本計画では、法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法について、財務省が改善方法を検討し、平成30年度(2018年度)中に結論を得ることとされている。

### (1) 取組状況

財務省は、法人企業統計調査の精度向上のため、調査票の督促、欠測値の補完方法について、以下のとおり改善方法の検討を行った。

第一に、回答の値が「0」である場合と欠測値の場合の区別については、両者を区分して把握することとした。なお、データ記録の区分については、必要な予算措置やシステム改修の後に対応を行う。

第二に、欠測値の補完方法に関して、EDINET情報(有価証券報告書)等の外部情報の活用実績のある他統計の事例研究を行うとともに、EDINET情報の現状把握と体系的な活用について検討した。その結果、年次別調査の審査事務及び計数照会事務において、EDINET情報等をより一層活用することにより、調査結果の精度向上に取り組むこととした。

また、未回答法人、すなわち欠測企業に関する情報の補完については、学識経験者を交えた研究において、現在行われている類似企業の回答を利用する方法と比較して、欠測企業に係る過去データ(当該調査期以前に得られたデータ)を利用する方法の有効性が認められた<sup>1</sup>。ただし、実際の導入に当たっては、対象とする過去データの範囲など、更なる検討が必要とされたことから、引き続き研究を行っていくこととした。

第三に、オンライン調査の推進、電話督促業務の外部委託の拡充を進めるとともに、平成30年度(2018年度)に行った外部委託による督促において、企業が集中している一部地域の督促を試行的に1日長く実施した。また、回収率向上方策の1つとして掲げられている「国民に対する回答義務の周知」に関して、一部の財務局の調査票発送用封筒に試行的に記載し、効果を検証することとした。

### (2) 取組状況に対する評価、今後の方向性等

法人企業統計調査において、回答の値が「0」である場合と欠測値の場合を区分して把握すること、EDINET情報等を年次別調査の審査・照会事務の効率化に活用することについては、いずれも基礎統計の改善に向けた取組として評価できる。

また、調査票の督促方法の改善に向けて、オンライン調査の推進、電話督促業務の外部委託の拡充を行うとともに、一部地域の督促延長や国民に対する回答義務の周知を試行的に実施し、その効果を検証することについては、回収率向上に向けた取組であり、適当である。

これら取組の中で、未回答の欠測企業の補完方法に関して、現行の方法よりも当

<sup>1</sup> 法人企業統計調査は財務諸表の各項目を調査する。このため、補完に際しては、個別項目の妥当性に加え、各項目を足し上げたものが合計に一致するといった項目間の整合性を確保する必要がある。このような制約を踏まえて、現行の補完手法を補足する方法として、そうした条件を満たす本方式の採用が検討された。

該企業の過去データを用いる方法の精度が相対的に高い、との実証的な検証結果が得られたことは、基礎統計の改善に向けた成果の一つと評価する。もっとも、補完に使用する過去データの範囲について確定的な結論は得られていないことから、引き続き検証を進めることが必要である。

なお、財務省には、透明性の確保の観点から、これらの検討状況について、ホームページへの掲載等により随時公表するとともに、統計委員会にもその結果を適宜報告することを要望する。

## 2 消費者物価指数の次期基準改定に向けた対応

第Ⅲ期基本計画では、消費者物価指数の次期基準改定に向けて、総務省が、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、平成30年度(2018年度)までに結論を得ることとされている。

### (1) 取組状況

総務省は、消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスの把握及びインターネット販売価格の採用について、有識者で構成された研究会における検討を踏まえ、以下のとおり結論を得た。

冠婚葬祭サービスの把握の可否については、葬儀サービス及び結婚式場サービスについて、市場動向、実査可能性等を検討した。その結果、①市場規模が増加傾向、②サービスの構成要素が全国的にほぼ共通、③カレンダー要因による価格変動がなく円滑な価格取集が可能、の条件を満たす葬儀サービスを次期基準改定において新たな品目として採用する予定である。一方、これらの条件を満たさない結婚式場サービスは新たな品目としての採用を見送る予定である。

インターネット販売価格の採用の可否については、近年の消費者のインターネットを利用した購入割合や業界の動向等を踏まえて検討した。その結果、次期基準改定において、旅行サービス（航空運賃、外国パック旅行費及び宿泊料）及びテレビなどの教養娯楽用耐久財についてインターネット販売価格を採用することとした。

### (2) 取組状況に対する評価、今後の方向性等

消費者物価指数の2020年基準改定において、冠婚葬祭サービスのうち葬儀料を新たな品目として採用することは、サービスの価格の把握拡充の点から適当である。

一方、結婚式場サービスの把握を見送ることについては、現状では、多様化する同サービスの価格を的確に把握・品質調整することは困難であることから、やむを得ない。ただし、モデル化の手法を用いて、カスタマイズされたサービスの価格指数を作成している事例もある。本サービスに関しても、ある程度定型化されたモデルが設定できれば、価格を把握できる可能性もあると考えられることから、中長期的な課題として引き続き検討を行うよう要望する。

また、旅行サービス関連の品目（航空運賃、外国パック旅行費及び宿泊料）についてはウェブスクレイピング技術を活用することにより、テレビなどの教養娯楽用耐久財についてはPOSデータを活用することにより、インターネット販売価格を採用することは、近年のインターネット販売拡大に対応するものであり、かつ、新たな調査負担を課さずに効率的に価格を取集できると見込まれることから、適当である。

なお、インターネット販売価格の活用に関しては、更なる精度の改善に向けての課題も残されている。こうした点は、蓄積したデータや経験等も踏まえて検討を進めるべき中長期的な課題であることから、今後も検討を続けることが重要である。

### 3 事業所母集団データベースの整備・充実に向けた対応

第Ⅲ期基本計画では、事業所母集団データベース（以下、本項目において「DB」という。）の整備・充実に関し、以下の表に掲げる対応を行うこととされている。

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、行政記録情報や民間データの活用及びレジスター統計 <sup>2</sup> の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。	総務省、 関係府省	平成30年度 から順次実 施する。
○ 専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた事業所母集団データベースに登録する法人・事業所等の情報について、事業所母集団データベースへの格納方法や、具体的な母集団情報としての提供を検討する。	総務省	平成30年度 末までに結 論を得る。
○ 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体や、建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報を、事業所母集団データベースに登録する方向で検討する。	総務省、 関係府省	平成30年度 末までに結 論を得る。
○ 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。	総務省、 財務省	令和3年度 末までに結 論を得る。

#### (1) 取組状況

ア DBに格納する統計調査の範囲拡充については、以下の取組を行っている。

- ① 各産業の経済構造を毎年（経済センサス - 活動調査実施年を除く。）把握するものとして、令和元年6月から新たに実施している経済構造実態調査の結果を格納し、令和2年から提供予定
- ② 法人番号公表サイトから法人情報を追加した名簿を用いて令和元年6月から同2年3月にかけて実施する経済センサス - 基礎調査の結果を格納し、追加法人を判別するフラグを付与するなどして、令和2年の同調査の確報公表に合わせて提供予定

イ レジスター統計について、有識者を交えつつ、集計方法等の検討を進めている。

ウ 独立行政法人統計センターが実施するプロファイリング活動<sup>3</sup>において、企業ごとに配置された専任担当者（プロファイラー）が、法人番号公表サイトの変更情報や有価証券報告書等の情報を定期的に確認するとともに、企業のM&A情報等を提供してい

<sup>2</sup> 事業所母集団データベースに格納されたデータを基に、ある時点で集計したもの

<sup>3</sup> 企業毎に専任の担当者（プロファイラー）を配置し、担当企業の合併・分割等による企業・事業所の開業・廃業状況、名称・所在地変更など統計調査の名簿に必要な基本的な情報を把握し、各種統計作成の基盤となる事業所母集団データベースに適時に反映するもの

る民間商用データベースも活用するなどして、企業の合併・分割等による開業・廃業状況、名称・所在地変更等を経常的に把握し、母集団情報を更新している。

エ これまでDBに格納していなかった法人を法人番号公表サイト情報から追加するなどして、専従の役員・労働者等が存在しない法人も格納・提供する予定である。また、2020年農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体情報をDBに格納するとともに、建設業許可事業者名簿に記載された企業情報を令和元年度から順次DBに格納する予定である。

オ 上記エ前段の取組により約160万法人を追加した名簿を用いて経済センサス - 基礎調査を実施し、その結果を踏まえ、法人企業統計の母集団名簿とDBとの間におけるかい離について、令和2年度中に詳細な分析を行う予定である。

## (2) 取組状況に対する評価、今後の方向性等

第Ⅲ期基本計画に記載されているとおり、DBは、企業・事業所等を対象とする各府省の統計調査において、母集団情報として活用されているところであり、上記(1)のとおり、DBの整備・充実に向けた取組が着実に実施されていることは、企業・事業所活動の実態・変化をよりの確に把握・提供する観点から、評価できる。

経済統計の精度向上を図る観点からは、各統計調査の母集団情報のカバレッジの拡大が重要であることから、引き続き、各府省等との連携を図りながら、第Ⅲ期基本計画に沿って所要の措置を講ずることが望まれる。

なお、法人企業統計の母集団名簿とDBとの間におけるかい離について、総務省は、令和2年度中に詳細な分析を行うとのことであるが、適時に、統計委員会に対し、中間報告を行うことが望まれる。

#### 4 売上高等の集計に関する消費税の取扱い

第Ⅲ期基本計画では、改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成29年3月29日最終改定。以下、本項目において「ガイドライン」という。）について、関係府省が、令和元年10月1日の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図ることとされている。

##### (1) 取組状況

統計調査における売上高等の記入については、消費税込、原則消費税込（税抜記入も許容）、決算値の記入など、調査により対応は区々であり、消費税込と消費税抜が混在した集計が行われた場合、経済規模の把握精度に支障を及ぼす可能性がある。

このため、関係府省は、消費税込の報告と消費税抜の報告が混在する統計調査において、消費税抜の報告について税込補正した上で、集計・公表するための標準的な指針として、ガイドラインを策定した（平成27年5月）。その後、消費税率変更及び軽減税率の導入に対応するための検討を行い、平成29年3月にガイドラインを改定した<sup>4</sup>。

ガイドラインでは、原則消費税込（税抜記入も許容）により売上高等を実額で把握している主要構造統計調査のうち、事業所母集団データベースに調査結果を記録する統計調査における適用を念頭に置いているが、それ以外の統計調査についても、当該統計調査の特性や主要構造統計調査におけるガイドラインの定着状況等を踏まえ、ガイドラインにのっとった補正を行うことの適否を順次検討することとしている。

そこで、今回の審議に当たり、主要構造統計調査を中心に現行のガイドラインの適用状況及び改定後のガイドラインの適用予定等について最新の状況を把握した。その結果、現行のガイドラインについては、一部の統計調査について未適用となっていたが、改定後のガイドラインについては、いずれの調査についても適用時期を明確にした上で、適用に向けた検討が行われている状況（一部の統計調査については検討済）であった。

##### (2) 取組状況に対する評価、今後の方向性等

経済規模等を正確に把握・推計する観点から、統計調査の集計に当たり、令和元年10月1日に予定されている消費税率の変更や軽減税率の導入に対応することは重要である。

こうした中であって、主要構造統計調査を中心に、改定後のガイドラインの適用に向けた検討が、具体的な時期を示した上で行われていることは評価したい。

関係府省においては、主要構造統計調査だけでなく、短い周期で行われる統計調査も含め、改定後のガイドラインの適用に向けた検討を引き続き行い、審議の際に示された時期から適用を図ることが望まれる。

また、今後、軽減税率の導入等により、集計上の取扱いだけでなく、調査の実施上も難しい場面が出てくることも想定される。関係府省においては、消費税率変更前後の集計値の段差を回避するための情報提供等、報告者だけでなく、利用者にも混乱が生じないような対応を実施することが望まれる。

<sup>4</sup> 改定後のガイドラインについては、令和元年10月1日から施行することとされている。

総務省においては、ガイドラインの適用状況等について適時フォローアップするとともに、関係府省におけるガイドライン適用に係る経験の蓄積も踏まえ、精度が確保される集計方法について、関係府省との間において、継続的に検討することが望まれる。

## 5 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供に係る検討状況

第Ⅲ期基本計画では、厚生労働省が、賃金構造基本統計調査（以下「本調査」という。）における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討することとされている。

### （1）取組状況

本調査について、厚生労働省は、令和2年調査における調査方法の見直し等、第Ⅲ期基本計画に示された課題に係る検討について優先して取り組んでおり、匿名データの提供に係る検討については、現在のところ、以下に掲げるような匿名化を行う上での課題の洗い出しに止まっている。

- ① 第Ⅲ期基本計画では、個人票に係る匿名データの提供を優先的に検討することとされているが、本調査は、事業所を対象に実施しており、個人票に係る匿名データの提供だけでは利用者の期待に応えることにはならず、事業所票に係る匿名データの提供も合わせて行うことが望ましい。
- ② 事業所を対象にする統計調査では、現在匿名データの提供を行っている前例がない状態であり、一からの検討が必要となる。
- ③ 事業所票の情報と個人票の情報とを合わせることにより、個人及び事業所の特定が可能となることも想定され、本調査に関する匿名データ化は、個人調査を伴わない他の事業所対象の統計調査よりも困難度が高い。

そこで、今後、個人票及び事業者票の匿名データ化の方法や匿名化基準等については、総務省統計研究研修所の支援や有識者の知見を受けつつ、引き続き、検討を進め、令和4年度末から提供を開始することを念頭に検討することとしている。

### （2）取組状況に対する評価、今後の方向性等

本調査のデータは、労働者の種類などの属性情報と賃金との関係を分析する上で重要な情報源であり、統計法における調査票情報の利用制度の下、分析ニーズに応じてデータがより柔軟に利用できる環境を整備する必要がある。

一方で、本調査における匿名データの提供に当たっては、個人票だけでなく事業所票の情報も合わせた匿名データ化の手法についても検討する必要がある。しかしながら、事業所票の匿名データ化についてはこれまで前例がなく、課題が多いとともに、事業所を対象とする他の統計調査とも共通の横断的な課題も想定され、丁寧かつ慎重に検討すべきである。

このため、事業所のデータに係る匿名化等については、調査票情報の利用制度において必要な分析に応じられるよう、総務省統計研究研修所の支援を受けつつ、統計委員会において一定の結論を得ることとする。

厚生労働省においては、この検討に積極的に参画するとともに、その結論が得られた後、改めて本調査における匿名データの作成・提供について検討することが望まれる。

なお、厚生労働省においては、ユーザーの利便性向上の観点から、本調査について、利用者からの要望に応じて参考表の追加を行うなど、集計の充実を図ることが望まれる。



# 【資料編】



## 平成 30 年度統計法施行状況審議の進め方について

令和元年 6 月 28 日  
企画部会

### 1 基本的な考え方

基本計画別表に掲げられた事項の取組状況などの評価については、今回は審議の対象が第Ⅲ期基本計画の計画期間初年度の取組であり、各府省の取組も端緒の段階であると思われることから、平成 30 年度内に取り組むこととされている事項を中心に重要事項を絞り込んで審議をする。

### 2 基本計画への取組状況等に関する具体的な審議の進め方について

#### (1) 全体の流れ

6 月の企画部会において審議の進め方及び審議事項の選定の考え方を決定、7 月に具体的な審議事項を決定、8 月の部会で審議、9 月末までに審議結果を取りまとめる（別添参照）。

#### (2) 審議事項の選定の考え方

基本計画別表に掲げられた事項の中から次の 3 点を考慮し選定する。

- ① 実施時期が「平成 30 年度（2018 年度）末までに実施する（結論を得る）。」とされている事項（19 件）
- ② 実施時期が「可能な限り早期に実施する（結論を得る）。」とされている事項（3 件）
- ③ 実施時期が「平成 30 年度（2018 年度）から実施する。」とされているもののうち、検討状況又は進捗状況の詳細を確認する必要がある事項

審議候補事項を提示し、その他の事項も含め委員から意見を収集の上、部会の協議を経て決定する。

審議事項の件数については、スケジュール等を考慮し 4 件程度とする。

#### (3) 審議方法

審議は、審議事項に関して関係府省から資料の提出を求めた上で、関係府省に対するヒアリング等を通じ、取組状況や今後の見通し等を精査するという方法で実施し、結果を取りまとめる。

#### (4) 審議部会

企画部会で対応する。

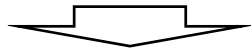
ただし、国民経済計算に関する案件については、専門性を考慮し、国民経済計算体系的整備部会において議論し、その議論を踏まえ対応する。

※ 統計技術の評価に資する事項については、評価分科会で対応することとされている。

平成 30 年度施行状況報告に関する審議スケジュール（想定）

6月 統計委員会

- ・ 総務省から報告
- ・ 企画部会に付託



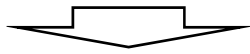
6月 企画部会

- ・ 審議について審議事項の選定の考え方、審議候補事項及び審議件数見込み、審議の進め方を説明。



7月中旬 企画部会

- ・ 委員意見等を踏まえ選定した審議候補事項を提示
- ・ その場で協議し、審議事項を最終決定



8月下旬 企画部会

- ・ 審議



9月下旬 企画部会

- ・ 審議結果報告書案の提示・決定

平成30年度施行状況報告の審議対象事項(案)

項目 No.	項目	具体的な措置、 策等	担当府省	実施時期	平成30年度(2018年度)末時点の検討状況又は進捗状況	実施 等の別	対応案
4	第2 1 国民経済計算 を軸とした横断 的・体系的な経済 統計の整備推進 (1)基礎統計の整 備・改善及び国民 経済計算の精度向 上・充実 上より正確な景 気判断に資する基 礎統計改善及び国 民経済計算の加 工・推計手法の改 善等	◎ 法人企業統計調査に おける調査票の督促、 欠測値の補完方法の改 善方法について結論を 得る。	財務省	平成30年度 (2018年度) 中に結論を 得る。	平成30年度(2018年度)末時点の検討状況又は進捗状況  ・ (欠測値補完方法) 回答の値が「0」である場合と欠測値の場合の区別については、両 者を区分して把握することとする。なお、データ記録の区別について は、必要な予算措置やシステム改修の後に対応することとする。実績 また、欠測値補完に関して、EDINET等の外部情報の活用状況を把握 の他、他統計の事例研究を行うとともに、EDINET情報の現状把握 とシステム的な活用について検討した。その結果、年次別調査の審 査事務及び計数照会事務において、EDINET情報(有価証券報告 書)等をより一層活用することにより、調査結果の精度向上に取り組 むこととする。 さらに、学識経験者を交えた研究において、欠測企業に係る当該調 査期以前に得られた過去データを利用することの有効性が認められた ところであるが、実際の導入に当たっては、対象とする過去データの 範囲など、更なる検討が必要とされたことから引き続き研究を行なっ ていく。 (調査票の督促方法) 平成30年度(2018年度)の外部委託督促において、企業が集中して いる一部地域の督促を試行的に1日長く実施した。また回収率向上方 策の1つとして掲げられている「国民に対する回答義務の周知」に関 して、一部財務局の調査票送付封筒に試行的に記載し、効果を検証 することとした。	実施 ・ 検討 予定	【SNA部会に おいて議論】
12		○ 消費者物価指数の次 期基準改定に向け、冠 婚葬祭サービスなど の把握可否、インテ グレーションの採用 可否を検討し、結論 を得る。	総務省	平成30年度 (2018年度) までに結論 を得る。	平成30年度(2018年度)末時点の検討状況又は進捗状況  ・ 冠婚葬祭サービスの把握の可否については、葬儀サービス及び結婚 式場サービスについて、関係団体の協力を得て市場動向や、実査可能 性等を検討するとともに、有識者の意見を踏まえ、次期基準改定に おいて、葬儀料を新たな品目として採用することとする。 インテグレーション販売価格については、近年の消費者のインターネット トを利用して購入した割合の状況や有識者の意見を踏まえ、次期基準改定 において、テレビなどの教養娯楽用耐久財及び旅行サービス(航空運 賃、外国パック旅行費、宿泊料)についてインターネット販売価格を 採用することとした。	実施済	【SNA部会に おいて議論】

項目No.	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成30年度(2018年度)末時点の検討状況又は進捗状況	実施済み等の別	対応案
54	(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤強化・連携強化	○ 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、行政記録情報の活用や民間データベースの活用及びレジスタースター統計の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。 (注) 事業所母集団データベースに格納されたデータベースを基に、ある時点で集計したもの	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から順次実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充については、令和元年(2019年)から実施される経済構造実態調査の結果を格納するなど、引き続き、母集団情報整備のために必要な統計調査結果の格納を行っていく。</li> <li>法人番号公表サイトの変更情報や企業の公表情報等の活用については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い企業(プロファイリング対象企業)に統計センターの職員を専任の担当者(プロファイラー)として配置し、これらの情報を活用した企業情報(プロフィール)の整備(合併・分割等による企業の開廃、名称・所在地変更等の把握など)を実施している。</li> <li>レジスタースター統計については、平成30年(2018年)6月に公表された平成28年(2016年)経済センサス-活動調査結果を活用の上、有識者も交えつつ作成内容の検討を開始。【総務省】</li> <li>総務省主催の研究会に参画・協力の上、レジスタースター統計の作成も視野に経済構造実態調査の創設等を実施。今後とも検討の上、結論を得られた取組から順次実施する。【経済産業省】</li> </ul>	継続実施	【企画部会において議論】
59		○ 改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、平成31年(2019年)10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る	関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年(2016年)経済センサス-活動調査においては、既に適用しているところ。</li> <li>科学技術研究調査においては、現状、売上高等は一律税込で把握しているが、答申における「今後の課題」への対応とあわせて検討に着手した。</li> <li>経済構造実態調査においては、令和元年(2019年)調査の集計から適用する予定。</li> <li>サービス産業動向調査においては、調査の見直しに向けた検討課題の一つとして今後検討する。【総務省】</li> <li>各統計調査毎に消費税の税率変更及び軽減税率の取扱いについて検討を開始したところ。今後、政府全体での議論に積極的に関与していく。【経済産業省】</li> </ul>	継続実施	【企画部会において議論】
90	2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備(3) 働き方の変化等をより的確に捉える統計の整備	◎ 賃金構造基本統計調査における匿名データベースの提供について、政府全体の検討状況も踏まえ、匿名データベースが確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所系調査では、現在匿名データベースの提供を行っている例が他にない状態であり、政府全体での検討が進捗していない中、世帯調査の手法が準用できるかどうかも含め、匿名データベースの方法について基本的な事項から検討が必要な状況である。</li> <li>今後は、匿名データベース化が可能か、また可能な場合の匿名化基準について、総務省と連携しつつ、統計研究研修所の支援を受け、引き続き検討を進める。</li> </ul>	実施・検討予定	【企画部会において議論】

# 法人企業統計調査の欠測値補完等について

令和元年6月14日  
財務省財務総合政策研究所  
調査統計部

※令和元年8月23日一部注記追加

## 欠測値補完等の検討・実施状況

### 検討・実施状況（30年度末）

#### ・欠測値補完

回答の値が「0」である場合と欠測値の場合の区別については、両者を区分して把握することとする。なお、データ記録の区別については、必要な予算措置やシステム改修の後に対応することとする。

また、欠測値補完に関して、EDINET等の外部情報の活用実績のある他統計の事例研究を行うとともに、EDINET情報の現状把握とシステムの活用について検討した。その結果、年次別調査の審査事務及び計数照会事務において、EDINET情報(有価証券報告書)等をより一層活用することにより、調査結果の精度向上に取り組むこととする。

更に学識経験者を交えた研究において、欠測企業に係る当該調査期以前に得られた過去データを利用することの有効性が認められたところであるが、実際の導入にあたっては、対象とする過去データの範囲など、更なる検討が必要とされたことから引き続き研究を行っていく。

#### ・調査票の督促

今年度の外部委託督促において、企業が集中している一部地域の督促を試行的に1日長く実施した。また回収率向上方策の1つとして掲げられている「国民に対する回答義務の周知」に関して、一部財務局の調査票発送用封筒に試行的に記載し、効果を検証することとした。

## EDINET情報等の活用の事例

	A調査	B調査	法人企業統計調査
情報の入手方法	企業のHP 有料情報サービス	企業のHP EDINET	企業のHP EDINET
情報の活用方法	未提出督促や審査における計数照会	審査における計数照会	審査における計数照会
具体的な活用例	事前に調査項目の計数を参照し、督促や照会の際、回答値を得るのに活用。(法人の回答(了解)が活用の前提)	事前に調査項目の計数を参照し、架電にて了解を得たものを回答値として採用。(法人の回答(了解)が活用の前提)	企業のHPやEDINETにより、空欄・異常値項目について、有価証券報告書等の計数を確認の上、照会を実施。
活用項目	「売上高」、「設備投資」など情報がある8項目	「売上高」など主要項目のみ	全項目

EDINET情報等は審査事務における計数照会での活用が主となっている。

3

## EDINET情報活用に関する検討

### EDINET活用の課題

- ・ 四半期報告書は連結情報のみ。
- ・ 全ての調査項目に関する情報は取得できない。
- ・ 体系的にデータを取り込むには、膨大な調査項目との紐つけ作業(コスト)が必要。 加えて、調査項目と勘定科目が1対1で対応しないなど、そのまま使えない項目がある。



体系的なデータの取り込みにあたっては、一層の研究が必要

### EDINET情報を閲覧するための市販ソフトの活用可能性を検討

- ・ 複数社のデータを一括して閲覧することが可能なことから、企業のHPを1件1件確認するのに比べ、作業時間を短縮できる可能性
- ・ 複数の勘定科目を1つの調査項目に集約させること等、データの加工はできない。



閲覧ソフトを年次別調査の審査・照会事務の効率化に活用する。

4



## 欠測値補完の更なる検討 現行補完方法

未回答法人の資本金前後10社の平均調査項目対資本金比率に資本金を乗じて算出  
 欠測企業の業種・規模に応じた欠測値が補完される設計となっている。

※全ての計数項目が補完の対象

例: 情報通信業(業種コード60)の設備投資

未提出法人(資本金順)

提出法人	規模区分	業種	資本金(億円)
A	9	60	1,350

提出法人(資本金順)

提出法人	規模区分	業種	資本金(億円)	設備投資(億円)	設備投資/資本金
a	9	60	9,000	38	0.004
b	9	60	3,200	600	0.188
c	9	60	3,100	610	0.197
d	9	60	2,100	300	0.143
e	9	60	2,000	550	0.275
f	9	60	1,400	240	0.171
g(基準法人)	9	60	1,050	90	0.086
h	9	60	230	22	0.096
j	9	60	200	62	0.310
k	9	60	140	0.2	0.001
m	9	60	100	0	0.000
o	9	60	72	8	0.111
p	9	60	71	1	0.014
q	9	60	70	2	0.029

1. 未提出法人の資本金上位から提出法人の資本金順リストを降順に検索、未提出法人の資本金以下となる基準位置法人を決める。

2. 基準位置法人の前後10社(上位4社、下位5社)の調査項目(例では設備投資)対資本金比率を算出。

10社の比率の単純平均  
0.139 A

3. 未回答法人の資本金額の資本金に近い前後10社の調査項目対資本金比率(単純平均)に未提出法人の資本金を乗じて、補完値を作成。  
 例 A社のケース

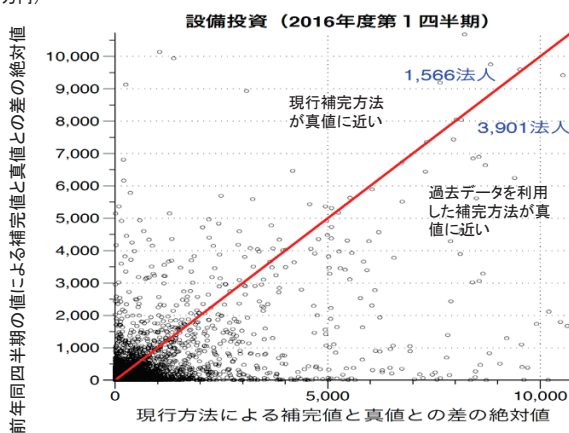
$$1350 \times (0.197 + 0.143 + 0.275 + 0.171 + 0.086 + 0.096 + 0.310 + 0.001 + 0.000 + 0.111) / 10 = 187.65 \text{ 億円 (補完値)}$$

5

## 欠測値補完の更なる検討 過去データを用いた欠測値の補完

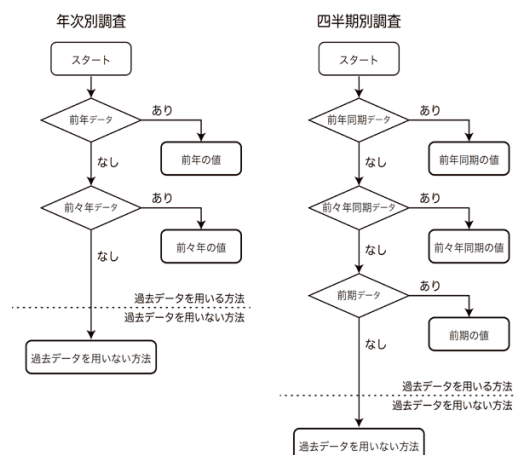
EDINET情報等の活用に加え、欠測値の補完方法を学識経験者による研究会にて検討。欠測企業の過去データを利用した補完について有効性が認められたが、実際の導入にあたっては、対象とする過去データの範囲など、更なる検討が必要とされた。

(百万円) 過去データを利用した補完方法と現行補完方法の比較



過去データを利用した補完方法の方が真値との絶対差が小さい法人が多い(3,901 > 1,566)

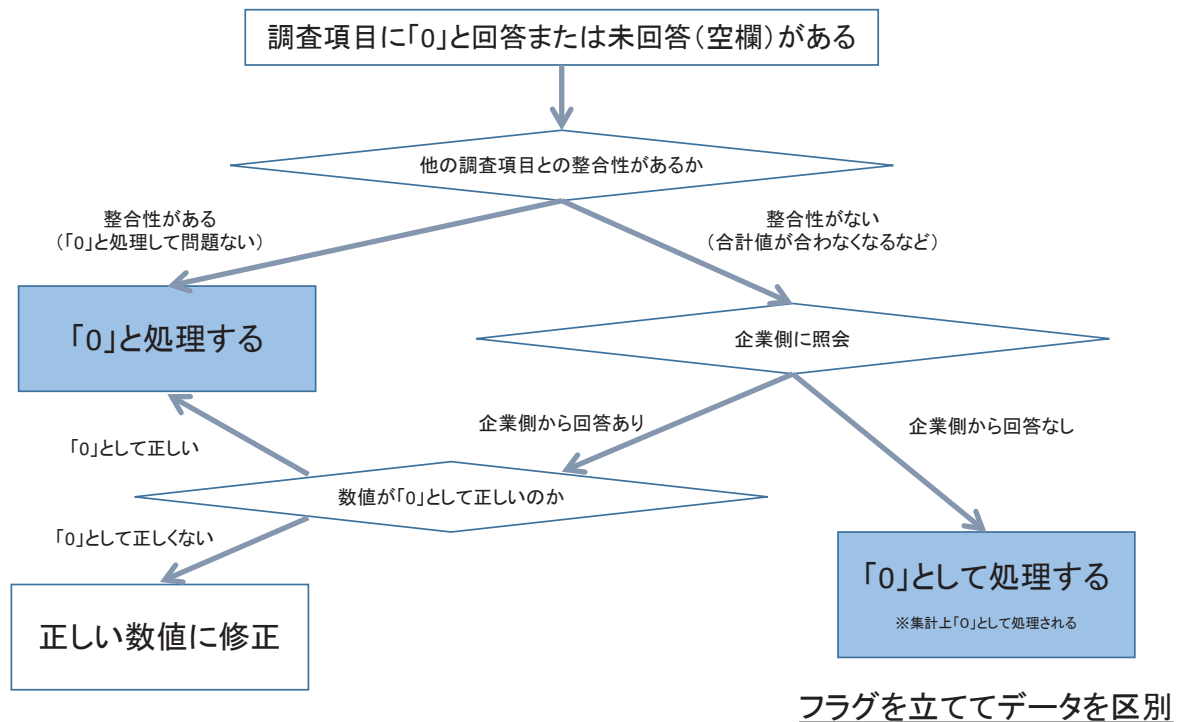
過去データを利用した補完のためのフローチャート(検討案)



対象とする過去データの範囲などについて継続検討

6

## 「0」値と欠測値の区別について



7

## 督促方法の改善の取り組み

督促方法の改善の取り組みについては

- ・オンライン調査の推進  
パンフレットの見直し、最新のオフィスソフトへの対応、パスワードの自動初期化機能への対応、オンライン提出手続の簡素化、PINコードの通知方法への見直し等  
(オンライン回答比率:28年1-3月期30.2%→31年1-3月期39.1%)
- ・電話督促業務の外部委託の拡充  
(予算額:27年度11,536千円→31年度17,082千円)

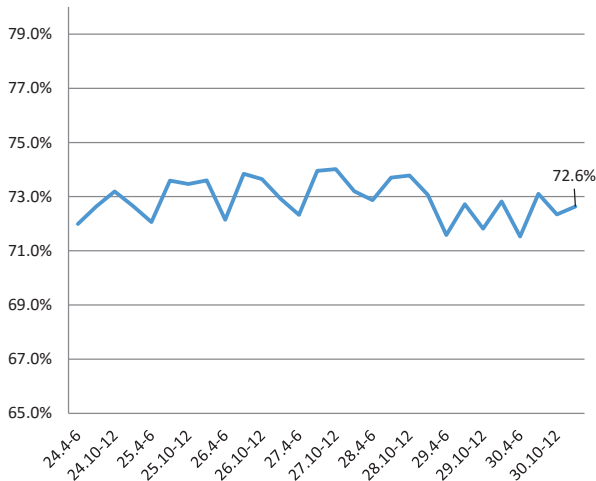
に加え以下の督促方法の改善の取り組みを実施

- ・企業が集中している東京都の督促を試行的に1日長く実施(約3千件)。
- ・回収率向上方策の1つとして掲げられている「国民に対する回答義務の周知」に関して、一部財務局の調査票発送用封筒に回答義務があることを試行的に記載し、効果を検証することとした。

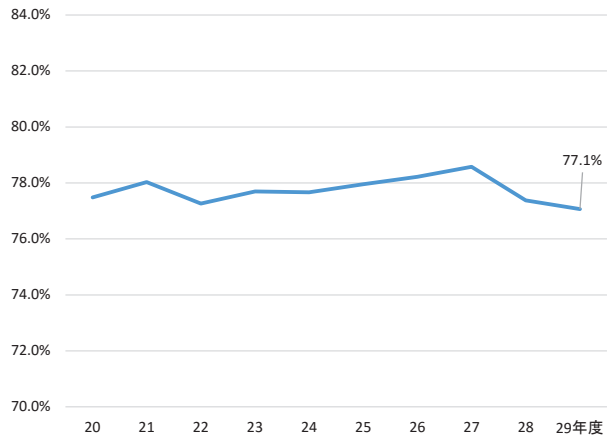
8

# 回収率の推移

## 四半期別調査回収率推移



## 年次別調査回収率推移



# 年次別調査 調査票様式

法人企業統計調査 年次別調査票(A) (年度)

1. 法人名、所在地等

2. 業種別売上高

3. 資産・負債及び純資産

4. 損益

5. 剰余金の配当

6. 減価償却費

7. 費用

8. 役員・従業員数

9. 備考

10. 収入印紙

11. 収入印紙の貼付

12. 収入印紙の貼付

13. 収入印紙の貼付

14. 収入印紙の貼付

15. 収入印紙の貼付

16. 収入印紙の貼付

17. 収入印紙の貼付

18. 収入印紙の貼付

19. 収入印紙の貼付

20. 収入印紙の貼付

21. 収入印紙の貼付

22. 収入印紙の貼付

23. 収入印紙の貼付

24. 収入印紙の貼付

25. 収入印紙の貼付

26. 収入印紙の貼付

27. 収入印紙の貼付

28. 収入印紙の貼付

29. 収入印紙の貼付

30. 収入印紙の貼付

31. 収入印紙の貼付

32. 収入印紙の貼付

33. 収入印紙の貼付

34. 収入印紙の貼付

35. 収入印紙の貼付

36. 収入印紙の貼付

37. 収入印紙の貼付

38. 収入印紙の貼付

39. 収入印紙の貼付

40. 収入印紙の貼付

41. 収入印紙の貼付

42. 収入印紙の貼付

43. 収入印紙の貼付

44. 収入印紙の貼付

45. 収入印紙の貼付

46. 収入印紙の貼付

47. 収入印紙の貼付

48. 収入印紙の貼付

49. 収入印紙の貼付

50. 収入印紙の貼付

51. 収入印紙の貼付

52. 収入印紙の貼付

53. 収入印紙の貼付

54. 収入印紙の貼付

55. 収入印紙の貼付

56. 収入印紙の貼付

57. 収入印紙の貼付

58. 収入印紙の貼付

59. 収入印紙の貼付

60. 収入印紙の貼付

61. 収入印紙の貼付

62. 収入印紙の貼付

63. 収入印紙の貼付

64. 収入印紙の貼付

65. 収入印紙の貼付

66. 収入印紙の貼付

67. 収入印紙の貼付

68. 収入印紙の貼付

69. 収入印紙の貼付

70. 収入印紙の貼付

71. 収入印紙の貼付

72. 収入印紙の貼付

73. 収入印紙の貼付

74. 収入印紙の貼付

75. 収入印紙の貼付

76. 収入印紙の貼付

77. 収入印紙の貼付

78. 収入印紙の貼付

79. 収入印紙の貼付

80. 収入印紙の貼付

81. 収入印紙の貼付

82. 収入印紙の貼付

83. 収入印紙の貼付

84. 収入印紙の貼付

85. 収入印紙の貼付

86. 収入印紙の貼付

87. 収入印紙の貼付

88. 収入印紙の貼付

89. 収入印紙の貼付

90. 収入印紙の貼付

91. 収入印紙の貼付

92. 収入印紙の貼付

93. 収入印紙の貼付

94. 収入印紙の貼付

95. 収入印紙の貼付

96. 収入印紙の貼付

97. 収入印紙の貼付

98. 収入印紙の貼付

99. 収入印紙の貼付

100. 収入印紙の貼付

# 四半期別調査 調査票様式

＜連絡先＞ 〒 \_\_\_\_\_

**法人企業統計調査 四半期別調査票(B)** ( 年 ~ 月 )

**政府統計**  
国勢調査、産業調査、労働力調査、国民生活調査、消費動向調査、住宅調査、国際収支調査、貿易調査、国庫調査、人口調査、労働力調査、国民生活調査、消費動向調査、住宅調査、国際収支調査、貿易調査、国庫調査、人口調査

**秘**

提出・報告先  
統計局(経済企画庁)統計課(長官官舎) 統計調査課長  
各都道府県庁(長官官舎) 統計調査課長  
各支庁庁舎(長官官舎) 統計調査課長  
各市区町村庁舎(長官官舎) 統計調査課長

本店の所在地	〒 _____
法人の名称	_____
法人担当者	氏名 _____ 内職 _____

### 1. 資産・負債及び純資産

項目	単位	前年同四半期	前年同月	前年同月
現金・預金	円			
有価証券	円			
債権	円			
固定資産	円			
負債	円			
純資産	円			

### 2. 固定資産(前々月中増減)

項目	単位	前々月中	前々月中
増加額(a)	円		
減少額(b)	円		
計	円		

### 3. 投資その他の資産内訳表

項目	単位	前々月中	前々月中
株	円		
債	円		
計	円		

### 4. 1～3月中損益

項目	単位	1～3月中	前々月中
売上	円		
売上原価	円		
営業利益	円		
営業外収益	円		
営業外費用	円		
当期純利益	円		

### 5. 1～3月中人員数

項目	単位	1～3月中	前々月中
役員	人		
従業員	人		
計	人		

備考

# 消費者物価指数(CPI) 2020年基準改定 における冠婚葬祭サービスの把握について

令和元年 8月23日  
総務省統計局

※ 本件の検討に当たっては、冠婚葬祭サービスを提供する事業者や関係団体の方々から、詳細な情報提供や加盟会員への周知・要請等、多大な御協力をいただいている。



## 2020年基準改定における冠婚葬祭サービスの把握の方向性

### 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日 閣議決定）

（具体的な措置、方策等）

消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。

（実施時期）

平成30年度（2018年度）までに結論を得る。

#### 『葬儀サービス』

- 葬儀業の市場規模は増加傾向、世帯の消費支出に占める割合は拡大の見込み
- 葬儀サービスの構成要素（納棺、祭壇、供花等）は、全国的にほぼ共通化
- カレンダー要因による価格変動がなく、円滑な価格収集が可能

【P. 2、3】

#### 『結婚式場サービス』

- 結婚式場の市場規模は減少傾向、世帯の消費支出に占める割合は縮小の見込み
- 利用者のニーズの多様化により、代表的な商品・サービスの特定が困難
- カレンダー要因（六曜など）や購入経路（ウェブ、雑誌、パンフレット等）等により価格やサービスが異なり、的確な把握・品質調整が困難

【P. 4、5】

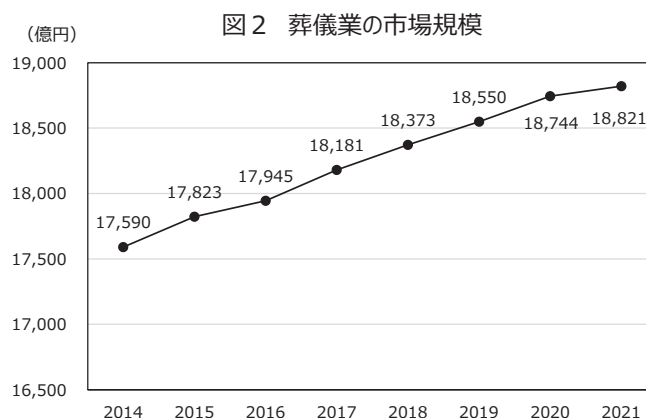
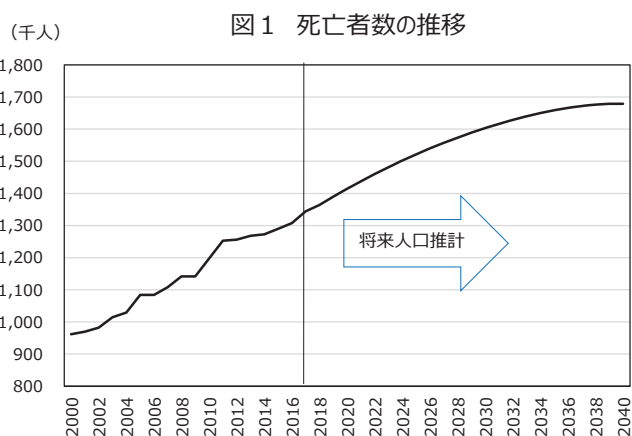
2020年基準改定において、葬儀サービスを把握（結婚式場サービスは把握を見送る）

※ アメリカ、イギリスのCPIにおいても、葬儀サービスについては価格調査を行っている一方、結婚式場サービスについては行っていない。

## ① 葬儀サービス – 市場の概況

- 死亡者数、葬儀業の市場規模は一貫して増加しており、今後も増加が見込まれている
- 世帯の消費支出に占める葬儀関係費の割合は、既にCPIの品目の採用基準（1万分の1）を超えており※、今後も拡大が予想される

※ 2018年家計調査結果（二人以上世帯）によると、1世帯当たり年間消費支出における葬儀関係費の割合は1万分の53程度（CPI対象外品目の「信仰・祭祀費」等を除く）



出典：厚生労働省「平成29年人口動態統計の年間推計」、  
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）、死亡中位推計」

出典：株式会社矢野経済研究所「日本マーケットシェア事典2018」

2

## ① 葬儀サービス – サービスの実態

- 全国的に葬儀は小規模化し、葬儀サービスの構成要素（納棺、祭壇、供花等）はほぼ共通化
- カレンダー要因（繁忙期・閑散期、六曜等）による価格変動はない
- 葬儀料の内訳や葬儀規模を適切に設定することで、円滑な価格収集及び価格動向の把握が可能

【事業者へのヒアリング結果】（葬儀事業者の多くが加盟する協会、大規模・中小零細事業者を対象）

- ✓ 葬儀サービスを構成する項目（納棺、祭壇、供花等）は全国的にほぼ共通。事業者によっては、複数の項目がセット料金として設定されているものが存在（「お棺」と「位牌」、「枕飾り」、「仏衣」等がセットとなっている場合など）【参考1】
- ✓ 互助会による葬儀においても、利用者の支払い方法が異なるだけで、葬儀料の価格の回答は可能
- ✓ 「火葬料」は消費者の多くが自治体に直接料金を支払っているため、事業者では回答は困難
- ✓ 「香典返し」などは慣習のない地域が存在
- ✓ 近年、全国的に葬儀の小規模化が進んでおり、40～50名程度の葬儀を取り扱うことが多い
- ✓ 近年、価格改定は2～3年に1回程度
- ✓ カレンダー要因（繁忙期・閑散期、六曜等）による価格変動はない

【価格の把握の可能性】（全国の都道府県庁市に所在する50事業者）【参考1】

- ✓ 葬儀サービスを構成する項目について、一部例外（下記）を除き、ほぼ全ての事業者が価格回答可能

例外項目	価格の回答が困難な理由等	対応案
火葬料	・ 火葬場の運営主体が自治体であるため、葬儀事業者が料金を把握していない	葬儀料のうち火葬料を切り出し、自治体に調査
香典返し	・ 慣習のない地域がある ・ 利用者が葬儀事業者を介さないで後日行う	葬儀料全体に占める割合が小さいことから調査対象外
火葬場控室	・ 慣習のない地域がある (火葬時間中は式場・自宅に一時戻る)	葬儀料全体に占める割合が小さいことから調査対象外

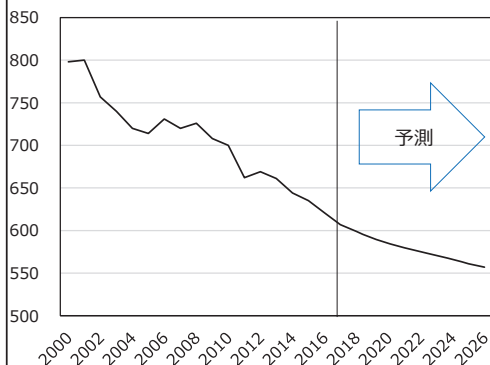
3

## ② 結婚式場サービス - 市場の概況

- 婚姻件数、挙式・披露宴実施割合、結婚式場業の市場規模はほぼ一貫して減少。婚姻件数は、今後も減少が見込まれている
- 世帯の消費支出に占める婚礼関係費の割合は、CPIの品目の採用基準（1万分の1）は超えている※ものの、縮小傾向

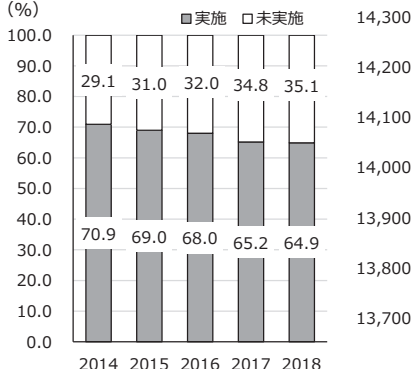
※ 2018年家計調査結果（二人以上世帯）によると、1世帯当たり年間消費支出における婚礼関係費の割合は1万分の11程度（CPI対象外品目の「信仰・祭祀費」等を除く）

図3 婚姻件数の推移



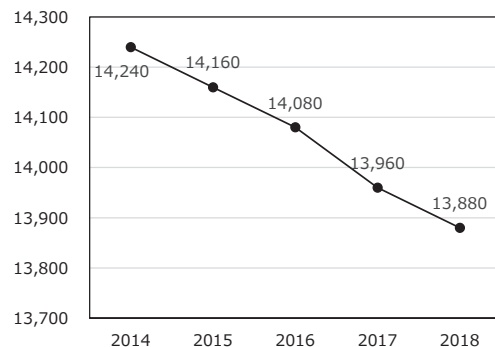
出典：厚生労働省「平成29年（2017）人口動態統計の年間推計」、  
ブライダル総研「全国：婚姻組数予測～2026年まで」

図4 挙式、披露宴の実施割合



出典：ブライダル総研「結婚総合意識調査2018」

図5 結婚式場業の市場規模



出典：株式会社矢野経済研究所「日本マーケットシェア事典2018」

4

## ② 結婚式場サービス - サービスの実態

- 利用者のニーズの多様化により、結婚式場サービスの主要構成要素（衣装・メイク、料理、演出など）について、代表的な商品・サービスを特定困難
- カレンダー要因（六曜、土日祝日、時間帯等）により価格が大きく変動
- 価格への影響が大きい多種多様な特典サービスが存在し、これらの的確な把握・品質調整が困難

【事業者へのヒアリング結果】（結婚式場業を営む事業者の多くが加盟する協会、専門式場、ホテルを対象）

- ✓ SNSの普及を背景にニーズが多様化。専門式場・ゲストハウス（市場シェア5割）においては、衣装・メイク、料理、演出などについて、利用者に応じて内容が大きく異なるため、代表的な商品・サービスを特定困難（回答可能なものは、挙式料、会場使用料、ケーキ、司会料など一部）
- ✓ 繁忙期・閑散期・通常期別のほか、六曜（大安、仏滅等）、土日祝日、挙式開始時間などの多様なカレンダー要因により割引額が異なり、同一事業者においても同一料金がほぼ存在しない。結婚式の予約日に応じて料金変動（小規模な式は3か月程度前、大規模な式は8か月程度前に集中）【参考2】
- ✓ 購入ルート（ブライダル情報誌、パンフレット、ウェブ等）によって、様々な価格への影響が大きい多種多様な特典サービスが存在（「招待客50名以上で30万円割引」「食事・ドレスなどの無料グレードアップ」「マイクボックス2台無料」など）
- ✓ 都市部は比較的小規模、地方は比較的大規模な式の傾向であり、代表的な人数規模の設定が困難

結婚式場サービスの主な構成要素

飲食代	①料理代（コースメニュー）
	②飲物代（フリードリンク、ウェルカムドリンク・乾杯用ドリンク代含む）
衣装	③新婦貸衣装代（白ドレス1着、カラードレス1着、インナー持込み）
	④新郎貸衣装代（タキシード1着、ワイシャツ持込み）
	⑤小物レンタル代（新郎新婦用靴2足、ベール、アクセサリ、グローブ）
	⑥美容・着付け代（新郎新婦ヘアメイク代、新郎新婦着付け代、お色直し1回分込み、ヘアメイクリハーサル含む）
	⑦挙式料（キリスト教式、司式一式）
	⑧介添料
	⑨披露宴会場使用料（テーブルコーディネート料含む）
引出物	⑩控え室使用料
	⑪引菓子（引菓子）
記録	⑫引出物（カタログギフト）
	⑬写真代（挙式衣装・お色直し衣装・集合写真）
	⑭写真代（スナップアルバム、データ付）
花	⑮エンドロール（DVD1枚、当日撮影代（挙式～披露宴途中）、編集代含む）
	⑯ブーケ、ブートニア（生花）
	⑰会場装花（メインテーブル用、生花）
演出	⑱会場装花（ゲストテーブル用、生花）
	⑲音響・照明使用料
ケーキ	⑳司会料
	㉑ウェディングケーキ（生ケーキ、デザイン料・装飾代含む）
印刷物	㉒招待状（宛名印刷代含む）
	㉓席次表
サービス料	㉔席札
	㉕サービス料

5

## 【参考1】 葬儀料の構成要素と価格の把握可能性

費用	項目	項目(詳細)	回答可の割合(%)	
葬儀料一式	遺体の搬送	①寝台車(10km, 深夜は除く)	100.0	
	ドライアイス	②ドライアイス(20~40kg)	100.0	
	納棺	③枕飾り		98.0
		④棺(布棺, 白, 普通品)		100.0
		⑤棺用布団		100.0
		⑥防水・防臭シート		90.0
		⑦仏衣(白, 普通品)		100.0
		⑧納棺支援(清拭, 化粧(髻剃り含む), 着替え, 納棺等)		98.0
		⑨位牌		100.0
	運営・設営・司会進行, 案内	⑩通夜・葬式(告別式)の設営・運営・司会進行, 式場案内の料金×2日分	94.0	
	受付用品	⑪芳名カード(芳名帳), 受付用筆記用具, テーブル, 看板など受付に必要な用品一式の料金	96.0	
	斎場	⑫斎場の利用料(民営, 火葬場併設斎場を除く)×2日分	94.0	
	祭壇	⑬祭壇一式(生花祭壇, 幅200~270cm, 一般的な花材)	98.0	
	遺影	⑭遺影写真(四つ切り, カラー, 黒縁額付き)	100.0	
		⑮祭壇用遺影(ライトパネル)	100.0	
	焼香用品	⑯焼香用品一式(線香, ろうそく)	96.0	
	供花	⑰供花(2対)	98.0	
	返礼品	⑱会葬礼状×50人分(35名分+予備15名分)	100.0	
		⑲会葬御礼(タオル等)×35人分	92.0	
		⑳香典返し(緑茶又はコーヒーとお菓子のセット)×35人分	78.0	
出棺	㉑霊柩車(洋型, 10km)	100.0		
	㉒マイクロバス(1台)(喪主, 宗教者も同乗)	98.0		
骨壺	㉓骨壺(瀬戸物, 白)セット	98.0		
後飾壇	㉔後飾壇一式(紙製又は木製)	96.0		
運営・管理料	㉕企画運営費又は施行管理費一式	90.0		
葬儀飲食料	飲食代	㉖通夜振る舞い料理(オードブル, 並)×25人分	94.0	
		㉗精進落とし料理(御前料理, 並)×25人分	96.0	
		㉘飲料代(ビール, ウーロン茶)×各20人分	96.0	
		㉙サービス料(人件費)	86.0	
火葬料	火葬料	㉚火葬料(運営自治体に居住)	66.0	
		㉛火葬場控え室(25~30名程度, 1室)	44.0	

※ 都道府県庁市に所在する50事業所による回答結果(2018年11月)

6

## 【参考2】 結婚式場料の割引体系(イメージ)

下記は、1.基本割引~4.お日柄割引までのOFF金額

2017年12月

月	火	水	木	金	土	日
				1 大安	2 赤口 100万円OFF	3 先勝 98万円OFF
4 友引	5 先負	6 仏滅	7 大安	8 赤口	9 先勝 93万円OFF	10 友引 95万円OFF
11 先負	12 仏滅	13 大安	14 赤口	15 先勝	16 友引 90万円OFF	17 先負 98万円OFF
18 大安	19 赤口	20 先勝	21 友引	22 先負	23 仏滅 115万円OFF	24 大安 95万円OFF
25 赤口	26 先勝	27 友引	28 先負	29 仏滅	30 大安	31 赤口

2018年1月

月	火	水	木	金	土	日
1 先勝	2 友引	3 先負	4 仏滅	5 大安	6 赤口 90万円OFF	7 先勝 88万円OFF
8 友引 85万円OFF	9 先負	10 仏滅	11 大安	12 赤口	13 先勝 83万円OFF	14 友引 85万円OFF
15 先負	16 仏滅	17 赤口	18 先勝	19 友引	20 先負 83万円OFF	21 仏滅 105万円OFF
22 大安	23 赤口	24 先勝	25 友引	26 先負	27 仏滅 100万円OFF	28 大安 85万円OFF
29 赤口	30 先勝	31 友引				

2018年2月

月	火	水	木	金	土	日
			1 先負	2 仏滅	3 大安 70万円OFF	4 赤口 85万円OFF
5 先勝	6 友引	7 先負	8 仏滅	9 大安	10 赤口 80万円OFF	11 先勝 78万円OFF
12 友引 75万円OFF	13 先負	14 仏滅	15 大安	16 先勝	17 友引 70万円OFF	18 先負 78万円OFF
19 仏滅	20 大安	21 赤口	22 先勝	23 友引	24 先負 73万円OFF	25 仏滅 95万円OFF
26 大安	27 赤口	28 先勝				

この割引体系(イメージ)では、基本割引~お日柄割引までの割引額が、

- ・ 2017年12月は 90万円~115万円OFF
- ・ 2018年1月は 83万円~105万円OFF
- ・ 2018年2月は 70万円~ 95万円OFF

と、土日祝日の日取りによって25万円程度、割引額が異なる。

※ 実際に事業者で使用されている割引料金表を参考に作成

7



# 消費者物価指数(CPI) 2020年基準改定 におけるネット販売価格の採用拡大について

令和元年 8月23日  
総務省統計局

※ 本件の検討に当たっては、航空会社や旅行会社など関係の方々から、詳細な情報提供やウェブスクレイピング技術による価格収集の承諾等、多大な御協力をいただいている。



## 2020年基準改定におけるネット販売価格の採用拡大の方向性

### 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日 閣議決定）

（具体的な措置、方策等）

消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。

（実施時期）

平成30年度（2018年度）までに結論を得る。

#### 『旅行サービス』

##### 外国パック旅行費、航空運賃、宿泊料

- インターネット上の商品・価格情報等を自動で収集するウェブスクレイピング技術により、ネット販売価格を安定的に収集し、品質一定の下でカバレッジ拡大が可能

【P.3～5】

#### 『教養娯楽用耐久財』

##### テレビ等

- ネット・店頭双方の販売記録を含むPOSデータにより、回帰モデルによる品質調整を安定的に行うことが可能

【P.6】

2020年基準改定において、旅行サービス（外国パック旅行費、航空運賃、宿泊料）及び 教養娯楽用耐久財（テレビ等）について、ネット販売価格を採用

## ネット販売の状況と検討対象品目

- 現在、ネット購入割合が高い品目や、ネット上で対面販売価格と同一価格が把握できる品目は、ネット販売価格をCPIに反映【参考1】
  - 近年のネットショッピングの更なる増加【参考2、参考3】や、ネット販売情報を収集する技術の進展を踏まえ、ネット販売価格の採用拡大に向けて、以下の観点から優先的に検討する品目を選定
    - ネット販売の市場規模や、ネットによる購入割合が高い品目
    - 継続的・安定的かつ効率的な価格収集・処理方法が見込める品目
- ⇒ 「旅行サービス」、「教養娯楽用耐久財」を優先的に検討

### 【ネット販売の状況と入手可能な情報】

	EC市場規模 注1 (2018年)	ネット購入割合 注2 (2014年)	入手可能な情報
旅行サービス	37,186億円	40.3% (航空運賃)	各サイトから価格情報等をウェブスクレイピング可能 (外国パック旅行費、航空運賃、宿泊料)
教養娯楽用耐久財	16,467億円 (生活家電、AV機器、 PC・周辺機器等)	10.5%	ネット販売価格を含むPOSデータが市場に存在 (テレビ、ビデオレコーダー、プリンタ、電子辞書)

※ 「EC市場規模」と「ネット購入割合」は、調査方法が異なる結果を引用していることから、単純な数値の比較はできないことに注意を要する。

※ 教養娯楽用耐久財については、「ビデオカメラ」及び「携帯オーディオプレイヤー」についても検討候補としていたが、平成29年家計調査（二人以上世帯）による消費支出割合が縮小していることから、検討対象外とした。

注1 経済産業省「平成30年電子商取引に関する市場調査」【参考3】

注2 総務省「平成26年全国消費実態調査結果」（二人以上世帯）における「通信販売(インターネット)を利用した購入割合」【参考2】

2

## ① 旅行サービス – 外国パック旅行費

- 旅行会社が提供するネット販売価格を捉えることで、「外国パック旅行費」全体の価格動向を適切に把握可能
- ウェブスクレイピング技術により、ネット販売価格を安定的に収集可能
- 旅行会社から外国パック旅行の販売実態に関する詳細な情報提供が得られたことで、膨大な数の価格情報を用いて、品質一定の下でカバレッジ拡大（旅行会社、価格収集期間、プラン数など）が可能となり、統計精度の向上に寄与

### 【旅行会社からのヒアリング結果】

- ✓ 「外国パック旅行」（消費者向け）の販売数量は、代理店販売がネット販売を上回っているものの、そのプランのほとんど（富裕層向けプランなどを除く）がネットに掲載
- ✓ ネット販売は価格比較サイトなどでも行われているが、大半が旅行会社経由（比較サイトで購入する場合も旅行会社のサイトに移行して購入される）

### 分析に用いた価格数

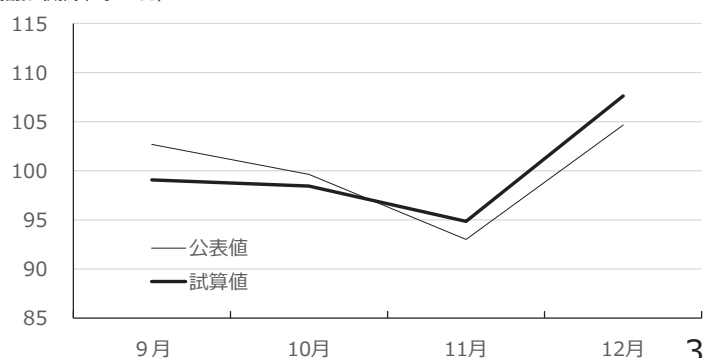
	9月出発分	10月分	11月分	12月分
収集価格数	245,288	181,533	191,470	203,142
試算に用いた価格数	127,747	101,211	108,568	107,402

### 【ウェブスクレイピングによる分析】

- 期間：2018年9～12月出発分  
(予約が多い2～3か月前に、出発月の全日の価格を収集)
- 旅行先：日本人訪問者数の多い10の国・地域
- 旅行会社：大手旅行業者複数社  
(主要旅行業者合計取扱額シェア50%以上)
- 航空会社：安定してプラン提供される複数社
- プラン：安定提供されるグレードの宿泊施設、フリープラン

指数（期間平均＝100）

### 現行CPIと試算値の比較



3

## ② 旅行サービス - 航空運賃

- 航空会社のサイトによるネット販売価格を捉えることで、国内航空券全体の価格動向を適切に把握可能
- ウェブスクレイピング技術により、各航空会社のサイトからネット販売価格を安定的に収集可能
- 航空会社から航空券の販売実態に関する詳細な情報提供が得られたことで、膨大な数の価格情報を用いて、品質一定の下でカバレッジ拡大（路線数、価格収集期間）が可能となり、統計精度の向上に寄与

### 【航空会社（サイト運営会社）からのヒアリング結果】

- ✓ 航空券（消費者向け）の販売数量は、ネット販売が最も多い
- ✓ 旅行会社販売、電話販売の航空券は、ネット販売価格と同一（各システム間で連携されている）

### 分析に用いた価格数

	1月搭乗分	3月分	6月分	9月分
収集価格数	575,530	543,332	670,646	978,096
試算に用いた価格数	160,614	159,003	197,451	212,697

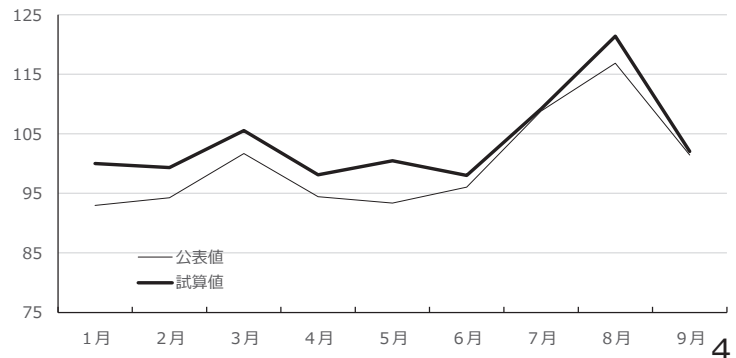
※ 紙面の都合から一部を抜粋。9月は15路線の価格を収集

### 【ウェブスクレイピングによる分析】

- 期間：2018年1～9月搭乗分（割引運賃の種類に合わせ、搭乗する75日前、55日前、45日前及び28日前における価格を収集）
- 運賃種別：普通・往復・各種割引
- 路線：旅客数の多い10路線の全便
- 航空会社：大手航空会社複数社（旅客数シェア90%以上）

指数（期間平均=100）

### 現行CPIと試算値の比較



4

## ③ 旅行サービス - 宿泊費

- 旅行予約サイトによるネット販売価格を捉えることで、宿泊料全体の価格動向を適切に把握可能
- ウェブスクレイピング技術により、各旅行予約サイトからネット販売価格を安定的に収集可能
- 膨大な数の価格情報を用いて、新たな回答負担を課すことなく、品質一定の下でカバレッジ拡大※（毎日の宿泊価格の把握等）が可能となり、統計精度の向上に寄与

※ これまでの宿泊料調査は、全国320施設を対象として、毎月5日を含む週の金・土の宿泊価格を調査  
 ※ 対象施設は、これまでの320から400へ拡大予定（リサンプリングによる標準誤差率の分析結果）

### 【ウェブスクレイピングによる分析】

- 期間：2018年7月～2019年3月宿泊分（宿泊日の1～2か月前に価格を収集）
- 価格収集サイト：大手旅行業者複数社による旅行予約サイト  
（主要旅行業者合計取扱額シェア50%以上）
- 宿泊施設：現行の宿泊料調査の対象（320施設）を基本として、観光庁の統計などを参考に施設を選定
- プラン：「和室・1泊2食付」、「洋室・1泊朝食付」  
 ※ 出張向けのビジネスプラン、高価格帯のスイートルームなど、CPIから除外すべき価格は、外れ値処理  
 ※ 満室等のため価格表示されなかった場合は回帰補完

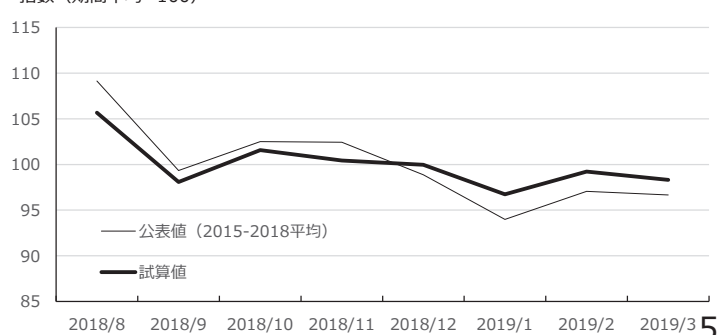
### 分析に用いた価格数

	7月宿泊分	9月分	12月分	3月分
収集価格数	519,181	1,269,219	1,887,649	1,290,077
試算に用いた価格数	516,380	1,263,509	1,878,600	1,284,253

※ 紙面の都合から一部を抜粋

指数（期間平均=100）

### 現行CPIと試算値の比較



5

## ④ 教養娯楽用耐久財 - テレビ

- 近年、画面サイズの多様化が進むとともに、製品サイクルが早く（1年以内に発売された機種シェアは約8～9割）、発売から期間を経ることで、新機種と大きな品質差が生じる可能性
- POSデータを用いたヘドニック回帰モデルにより、品質調整を安定的に行うことが可能となり、統計の精度向上に寄与
- 店頭販売価格もネット販売価格も含むPOSデータの活用により、ネット購入の増加にも対応可能

### 【POSデータによる分析】

#### ＜使用データ＞

- 2017年10月～2018年3月の月次データ（液晶テレビ）
- データサイズ：約750機種、販売台数：約22万台/月平均

#### 回帰分析の結果（2018年3月分）

採用月数（発売経過月数）	24
入力レコード数	814
対象月レコード数	486
使用レコード数	486

決定係数（自由度調整済み）	0.9632
---------------	--------

変数		偏回帰係数	t値
切片		9.76573	299.14
ダミー変数	時点ダミー	-0.01876	-1.62
ダミー変数	チューナー分離型	0.33398	7.57
連続変数	画面サイズ	0.02701	27.67
連続変数	√HDD容量	0.01776	7.54
ダミー変数	インターネット対応	0.23912	15.10
ダミー変数	倍速駆動、倍速	0.31749	15.88
ダミー変数	ハイビジョン、AKBK	0.37993	15.46
ダミー変数	フルハイビジョン	0.13430	7.05
連続変数	発売経過月数	-0.02268	-14.76

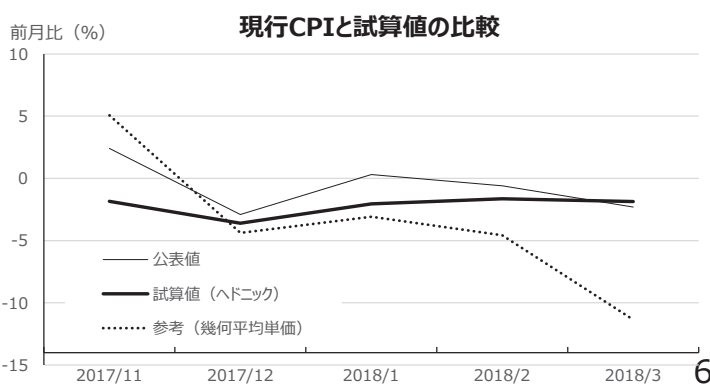
※ 説明変数は、2018年3月のPOSデータを用いて、ステップワイズ法により選定

#### ＜回帰モデル＞

$$\ln(p_{t,i}) = \alpha + \beta \cdot \delta_{T,t} + \sum_k (\gamma_k \cdot x_{k,i}) + \varepsilon_i$$

$p_{t,i}$  : 時点  $t$  における製品  $i$  の販売価格、  
 $x_{k,i}$  : 製品ごとの特性値（画面サイズなど）  
 $\delta_{T,t}$  : 時点ダミー（当月 = 1、前月 = 0）

⇒ 品質調整済前月比 =  $(\exp[\hat{\beta}] - 1) \times 100$  (%)  
 (2018年3月分の推定値：-1.9)



## ネット販売価格等に関する今後の取組方針

- 2020年基準改定において、旅行サービス（外国パック旅行、航空運賃、宿泊料）及び教養娯楽用耐久財（テレビ等）について、ネット販売価格を採用
- 今後も引き続き、CPIの精度向上や効率的な価格収集のため、幅広い品目についてネット情報やPOSデータの活用を検討

### 2020年基準改定に向けた取組

品目	品目例	価格収集方法
POSデータが入手可能であり、品質調整が可能と考えられる品目	テレビ、プリンタ、電子辞書、ビデオレコーダー	2020年基準からPOSデータの活用を検討
価格情報が集約されているサイトが存在し、品質一定の下で円滑な価格収集が可能と考えられる品目	外国パック旅行、航空運賃、宿泊料	2020年基準からウェブスクレイピングによる価格収集を検討

### 中長期的な検討課題

品目	品目例	価格収集方法
POSデータが入手可能と考えられる品目	家電 電気炊飯器、ルームエアコン など	POSデータの活用を検討
ネットスーパーのウェブサイトからの価格収集が可能と考えられる品目	食料品、医薬品、日用品 うるち米、感冒薬、殺虫剤 など	ウェブスクレイピングによる価格収集を検討
価格変動が少なく、ウェブブラウザにより定期的にURLにアクセスし、差分を検知することで、効率的に価格変動を把握することが可能と考えられる品目	《調査員調査品目》 コーヒー（外食（セルフ））、焼肉（外食） など 《都道府県調査品目》 行政証明書手数料、パスポート取得料 など	ウェブサイトからの価格収集を検討 調査員調査品目又は都道府県調査品目から総務省調査品目への移行を検討

## 【参考1】 現行のCPIにおけるネット販売価格の採用品目

- ネットショッピングによる購入割合が高い品目（ネット販売価格を採用）  
「健康保持用摂取品 A（※1）」、「健康保持用摂取品 B（※2）」、「航空運賃」

※1 マルチビタミン ※2 青汁

- POSデータを利用している品目

対面販売価格及びネット販売価格の両方が含まれているPOSデータを利用して製品間の価格差のうち品質に起因する部分を調整（ヘドニック法）した指数を作成

「パソコン（デスクトップ型）」、「パソコン（ノート型）」、「カメラ」

- インターネットを通じて価格を調査（対面販売価格と同価格）している品目

「振込手数料」、「レンタカー料金」、「携帯電話機」、「通信料（携帯電話）」、「コンパクトディスク」、「月刊誌」、「週刊誌」、「映画観覧料」、「演劇観覧料」、「サッカー観覧料」、「プロ野球観覧料」、「テーマパーク入場料」、「インターネット接続料」、「ウェブコンテンツ利用料」、「ハンドバック B」、「モップレンタル料」、「化粧クリーム A」、「化粧水 A」、「乳液 A」、「ファンデーション A」、「口紅 A」 など

8

## 【参考2】 世帯の消費支出におけるネット購入の割合（平成26年）

※中分類は通信販売割合が4%以上を表示

費目・大分類	消費支出	うちネット購入	ネット購入割合	備考
食料	71,914円	440円	0.6%	
住居	8,988円	22円	0.2%	
光熱・水道	2,602円	0円	0.0%	
家具・家事用品	10,396円	433円	4.2%	CPIに一部採用済（モップレンタル料）
うち 家庭用耐久財	3,037円	201円	6.6%	
室内装備・装飾品	965円	49円	5.1%	
寝具類	920円	50円	5.4%	
家事雑貨	2,373円	97円	4.1%	
被服及び履物	14,147円	434円	3.1%	
うち 和服	173円	10円	5.8%	
保健医療	5,157円	200円	3.9%	
うち 健康保持用摂取品	875円	118円	13.5%	CPIに採用済
交通・通信	21,173円	281円	1.3%	CPIに一部採用済（携帯電話機、通信料（携帯電話）など）
うち 交通	4,628円	196円	4.2%	CPIに一部採用済（レンタカー料金など）
航空運賃	<b>419円</b>	<b>152円</b>	<b>40.3%</b>	CPIに採用済、2020年から路線・便などのカバレッジを拡大
教育	2,936円	7円	0.2%	
うち 教科書・学習参考教材	70円	3円	4.3%	
教養娯楽	20,024円	809円	4.0%	CPIに一部採用済（映画観覧料、ウェブコンテンツ使用料など）
うち 教養娯楽用耐久財	<b>1,449円</b>	<b>152円</b>	<b>10.5%</b>	CPIに一部採用済（パソコン・カメラ）、2020年から対象品目を拡大
教養娯楽用品	6,199円	312円	5.0%	CPIに一部採用済（コンパクトディスク）
その他の消費支出（諸雑費）	13,488円	291円	2.2%	CPIに一部採用済（化粧品（化粧クリーム等）、振込手数料など）

出典：総務省「平成26年全国消費実態調査（二人以上世帯）結果」より作成（購入先別に関する調査は平成26年11月に実施）  
※「ネット購入」は、インターネット上で注文を行い、品物を購入またはサービスの提供を受ける形態をいう。

9

## 【参考3】消費者向けネット販売の市場規模（平成30年）

サービス系分野		EC市場規模		備考
①	旅行サービス	37,186億円		CPIに一部採用済（レンタカー料金など）、2020年から対象品目を拡大
②	飲食サービス	6,375億円		
③	チケット販売	4,887億円		CPIに一部採用済（映画観覧料、テーマパーク入場料など）
④	金融サービス	6,025億円		CPIに一部採用済（振込手数料）
⑤	理美容サービス	4,928億円		
⑥	その他（医療、保険、住居関連、教育等）	7,070億円		CPIに一部採用済（通信料（携帯電話）、モップレンタル料など）
物販系分野		EC市場規模	EC化率	備考
①	食品、飲料、酒類	16,919億円	2.64%	
②	生活家電、AV機器、PC・周辺機器等	16,467億円	32.28%	CPIに一部採用済（パソコン、携帯電話機など）、2020年から対象品目を拡大
③	書籍、映像・音楽ソフト	12,070億円	30.80%	CPIに一部採用済（月刊誌・週刊誌、コンパクトディスクなど）
④	化粧品、医薬品	6,136億円	5.80%	CPIに一部採用済（化粧品（化粧クリーム等）、健康保持用摂取品）
⑤	生活雑貨、家具、インテリア	16,083億円	22.51%	
⑥	衣類・服装雑貨等	17,728億円	12.96%	CPIに一部採用済（ハンドバッグ）
⑦	自動車、自動二輪車、パーツ等	2,348億円	2.76%	
⑧	事務用品、文房具	2,203億円	40.79%	
⑨	その他	3,038億円	0.85%	
デジタル系分野		EC市場規模		備考
①	電子出版（電子書籍・電子雑誌）	2,783億円		CPIに採用済（ウェブコンテンツ使用料（電子書籍、有料音楽配信、有料動画配信、オンラインゲームを含む））
②	有料音楽配信	645億円		
③	有料動画配信	1,477億円		
④	オンラインゲーム	14,494億円		
⑤	その他	984億円		

出典：経済産業省「平成30年電子商取引に関する市場調査」（B to C - EC市場規模）

10

## 【参考4】最近の諸外国におけるネット販売価格等の利用状況

国	ウェブスクレイピング技術によるネット販売価格の利用		POSデータ※の利用
	取り込み済みの品目	研究中の品目	取り込み済みの品目
オランダ	・衣料品	・航空運賃	・食料品 ・パーソナルケア製品
ノルウェー	・航空運賃 ・歯科診療代	・家電製品 ・パーソナルケア製品	・食品及びノンアルコール飲料 ・アルコール飲料 ・たばこ ・家庭用品 ・パーソナルケア用品 ・医薬品 ・ガソリン及びディーゼル ・衣服、スポーツ及びアウトドア用品の一部
イタリア	・家電製品 ・鉄道乗車券	・航空運賃	・食料品（生鮮食品を除く）
ベルギー	・国際列車料金 ・ビデオゲーム ・履物	・服装 ・ホテルの予約 ・航空運賃 ・中古車 ・家電 ・ドラッグストア ・書籍 ・DVDおよびBlu-rayディスク ・スーパーマーケット ・学生用賃料	・食品及びノンアルコール飲料 ・アルコール飲料 ・たばこ ・その他の小型工具アクセサリ ・ペット用製品 ・紙製品 ・非耐久家庭用品 ・その他文具・製図材料 ・パーソナルケア製品
オーストリア	・航空運賃	・鉄道乗車券 ・バック旅行 ・電子機器 ・衣料品 ・ホテル	-
スイス	-	-	・食品 ・パーソナルケア製品 ・洗濯・洗浄用製品 ・ペットフード ・住居の維持・修繕用資材 ・ガラス製品 ・食卓用食器類 ・家事用品・住居及び庭用器具 ・ゴミ袋、のり、糸等 ・文具及び画材 ・旅行用品
イギリス	-	・食品 ・Blu-Rayディスク ・DVD、CD ・PC周辺機器（プリンタとヒューズ） ・バック旅行 ・ラップトップ（品質調整用） ・衣料品	-
アメリカ	-	・航空運賃 ・自動車燃料	・処方薬 ・衣料品（一部企業のみ）
オーストラリア	非公開	・服装、履物	・食品及び非アルコール飲料 ・たばこ ・清掃用品 ・家庭用非耐久財 ・パーソナルケア製品 ・ペット用品
ニュージーランド	非公開	・航空運賃 ・書籍 ・音楽および映画 （ダウンロードとストリーミングサービスも含む） ・配送料 ・通信サービス ・教育 ・食品	-

出典：各国HP（2019.2.13時点）、CPIに関する欧州専門家会合（2016,2018）、オタワ会議（2015,2017）、ウェブスクレイピングについては各国への問合せ（2019.7月時点）等による。

※ これらのほか、家電関係を中心に従前からPOSデータを利用している国がある。諸外国で利用されているPOSデータには、ネット販売価格を含んでいない場合がある。

11

# 事業所母集団データベースの 整備・充実に向けた対応

2019年8月30日  
総務省統計局



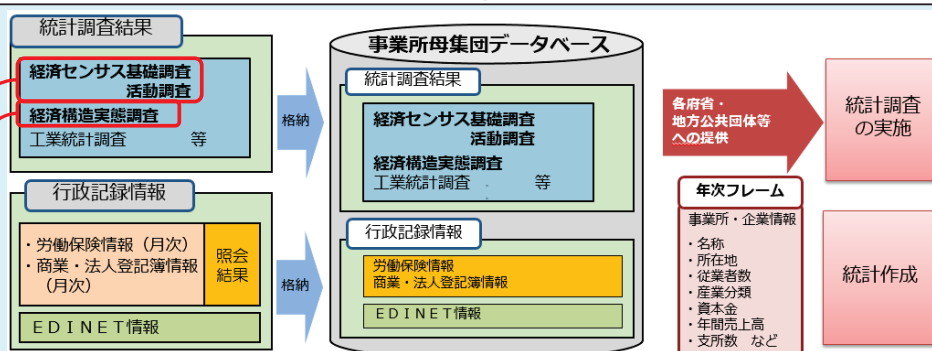
## 「公的統計の整備に関する基本的な計画」における具体的な措置、方策等

項目	具体的な措置、方策等	実施時期	対応
(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化	<p>○ 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、行政記録情報や民間データの活用及びレジスター統計(注)の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。 (注) 事業所母集団データベースに格納されたデータを基に、ある時点で集計したもの</p>	2018年度から順次実施	<p>○ 経済構造実態調査の結果を格納するなど、格納する統計調査の範囲を拡充するとともに、レジスター統計の作成内容について検討を開始 ⇒ 詳細は後述「対応①」</p> <p>○ 法人番号公表サイトの変更情報や企業の公表情報、民間データ等を活用した「プロファイリング活動」を開始 ⇒ 詳細は後述「対応②」</p>
	<p>○ 専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた事業所母集団データベースに登録する法人・事業所等の情報について、事業所母集団データベースへの格納方法や、具体的な母集団情報としての提供を検討する。</p>	2018年度末までに結論を得る	<p>○ これまでDBに格納していなかった法人を法人番号公表サイト情報から追加するなどして、専従の役員・労働者等が存在しない法人も格納・提供</p>
	<p>○ 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体や、建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報を、事業所母集団データベースに登録する方向で検討する。</p>	2018年度末までに結論を得る	<p>○ 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体情報を2020年農林業センサスの結果からDBに格納するとともに、建設業許可事業者名簿に記載された企業情報を2019年度から順次DBに格納</p>
	<p>○ 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。</p>	2021年度末までに結論を得る	<p>○ 今年度、法人番号公表サイト情報から法人企業を追加した名簿を用いて経済センサス - 基礎調査を実施中</p> <p>○ 調査結果と法人企業統計の名簿を照合し、かい離の改善状況を確認 ⇒ 詳細は後述「対応③」</p>

## 事業所母集団DBの整備・充実にに向けた対応①

2018年度から順次実施

- 事業所母集団DBに格納する統計調査の範囲拡充、レジスター統計の作成内容の検討



### 格納する統計調査の拡充①

- 各産業の経済構造を毎年(経済センサス-活動調査実施年を除く)把握するものとして、新たに2019年6月に実施する**経済構造実態調査の結果**を格納し、2020年から提供

### 格納する統計調査の拡充②

- **法人番号公表サイトから法人情報を追加した名簿**を用いて2019年6月から実施する**経済センサス-基礎調査の結果**を格納し、追加法人を判別するフラグを付与するなどして、2020年の確報公表に合わせて提供
- これらを活用し、2021年に**経済センサス-活動調査を着実に実施**の上、結果を格納、提供

### レジスター統計の作成

- 上記で格納した**母集団情報を集計して作成するレジスター統計**について、有識者を交えつつ、集計方法等について検討中

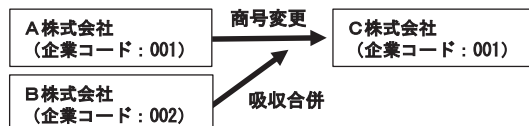
## 事業所母集団DBの整備・充実にに向けた対応②

2018年度から順次実施

- 法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、行政記録情報や民間データの活用について検討

- (独)統計センターが実施する**プロファイリング活動**において、企業ごとに配置された専任担当者(プロファイラー)が、**法人番号公表サイトの変更情報**や**有価証券報告書等の情報**を定期的に確認するとともに、企業のM&A情報等を提供している**民間商用データベース**も活用するなどして、企業の合併・分割等による**開廃、名称・所在地変更等を経常的に把握**し、母集団情報を更新

【法人番号公表サイト、有価証券報告書、民間商用データ等から経常的に把握】



- **報告負担が大きく経済統計への影響度が高い企業等**を当面のプロファイリング対象に選定
  - ① 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に基づく有価証券報告書等を提出している企業等
  - ② 売上高等が1000億円以上の企業等(ただし、会社企業の場合は資本金が2億円以上のものに限る)
  - ③ 相互会社
- 2019年度までは経済構造実態調査の実施に合わせてサービス業の約3,000企業等を対象とし、2020年度から全ての産業の約5,000企業等を対象として経済センサス-活動調査の実施等に資するものとする
- これにより、全ての企業等の**売上高の約50%相当を占める企業等**を対象としてカバー



## 事業所母集団DBの整備・充実にに向けた対応③

### 2018年度末までに結論を得る

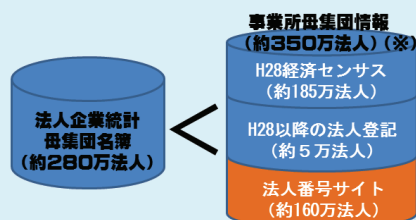
- 専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた母集団情報の提供
- 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体や建設業許可事業者名簿の企業情報の格納

- **専従の役員・労働者等が存在しない法人**については、これまでDBに格納していなかった約160万法人を法人番号公表サイト情報から追加した名簿で実施する経済センサス - 基礎調査の結果を踏まえ、DBに格納、2020年の確報公表に合わせて提供
- **農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体**の情報については、2020年農林業センサスの結果から新たにDBに格納
- **建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報**については、2019年度から順次DBに格納

### 2021年度末までに結論を得る

- 法人企業統計の母集団名簿とのかい離要因の把握、改善方策の検討

- これまでの母集団情報に法人番号公表サイト情報から約160万法人を加え、**法人企業統計の母集団名簿とのかい離を包含した母集団情報を整備**
- これを名簿とした経済センサスの実施を踏まえ、2020年度中に詳細な分析を行い、かい離の改善状況を確認



※ 個人企業、支所などを含めると約780万事業所を格納

# 統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドラインについて

## -ガイドラインの概要・適用状況-

令和元年8月  
総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室

### 1. ガイドライン策定に至る経緯①

**税込記入** 報告者に対して、統一的に消費税込での記入を求める統計調査

・個人企業経済調査、科学技術研究調査 等

**原則、税込記入** 原則、消費税込で記入を求めるものの、税抜記入も許容する統計調査

・経済センサス-活動調査、経済産業省企業活動基本調査 等

**決算情報** 決算値等の記入を求める統計調査

・法人企業統計調査、学校基本調査 等

【ガイドライン策定前の状況】

- ◆ 「原則、税込記入」及び「決算情報」型の統計調査においては、消費税込・税抜が混在した集計結果を公表
- ◆ 平成24年経済センサス-活動調査では税込補正した集計表を、法人企業統計調査では税抜補正した推計値を、それぞれ参考値として公表

#### 統計委員会の御指摘

- 調査段階で、消費税込と税抜とを完全に選別することは困難。集計段階での工夫により結果精度を高めることが必要 【統計委員会による24年度施行状況報告審議】
- 今後の消費税率引き上げ等の動向を踏まえると、消費税込と税抜が混在した集計結果の提供は、経済規模の把握精度に支障を及ぼす可能性 【統計委員会による第II期基本計画案の諮問審議】

## 1. ガイドライン策定に至る経緯②

### 第Ⅱ期基本計画(平成26年3月25日閣議決定)

売上高等の集計に関する消費税の取扱い(消費税込、消費税抜の補正)について、検討の場を設け、早期に結論を得る[総務省、関係府省。平成28年経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得る]

平成26年7月から産業関連統計WGにおける検討を開始

「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」  
(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)を策定

2

## 2. ガイドラインの概要①

### 1 適用範囲

- ・ 原則、税込の記入とするものの、税抜記入も許容している主要構造統計調査のうち、事業所母集団DBに調査結果を記録する統計調査を適用対象(注:売上高等を決算値又は一律に税込で把握している統計調査を除く。)
- ・ 上記以外の調査においても、本ガイドラインにのっとり対応を順次検討

### 2 適用時期

- ・ 平成28年経済センサス-活動調査から適用を開始
- ・ 同調査以降、他の統計調査についても順次適用

### 3 補正方法

- ・ 消費税抜で報告された個票データについて、可能な限り直接輸出又は海外取引の割合、課税・非課税別の個別品目ごとに税額を算出して加算
- ・ また、費用総額及び売上原価についても、費用項目の内訳を基に課税対象額を算出した上で、消費税率を乗じた額を加算 等

【詳細は、別紙①参照】

3

## 2. ガイドラインの概要②

### 4 情報更新

- ・ 補正に用いる品目及び業種については、その区分、課税・非課税の別等に係る最新の情報を、各調査で把握・確認し、情報を更新した上で補正を実施
- ・ 上記の更新情報については、全府省で情報共有する仕組みを構築

### 5 結果公表

- ・ 補正を実施した場合には、税込額に統一した集計結果を公表。詳細な補正を実施することが困難な統計調査については、税込・税抜の差異が分かる情報を参考提供
- ・ また、補正を実施した場合は、補正の有無や方法等をHP等で提供

### 6 見直し

- ・ 消費税を取り巻く情勢変化等を踏まえ、総務省政策統括官室（統計基準担当）を中心に、関係府省の協力を得て、ガイドラインの見直しを適切に実施



税率変更や軽減税率の導入に対応するための改定を実施【詳細は、別紙②参照】  
(平成29年3月29日改定。令和元年10月1日施行)

4

## 別紙① 具体的な補正方法(例)

### ○ 売上(収入)金額、業種別収入の合計額

【内訳の計と合計額が一致する場合】

売上(収入)金額の合計額 = 税込補正した内訳の計

【内訳の計と合計額が一致しない場合、内訳がない場合】

売上(収入)金額の合計額 = 税抜の合計額 × (1 + 税率)

### ○ 売上(収入)金額、業種別収入の内訳項目

【輸出あり品目の場合】

直接輸出額の合計 = 売上(収入)金額の合計額 × 直接輸出比率

内訳項目の直接輸出額 = (内訳項目の税抜額 ÷ 輸出がある品目の合計額) × 直接輸出額の合計

内訳項目の税額 = (内訳項目の税抜額 - 内訳項目の直接輸出額) × 税率

【輸出なし品目の場合】

内訳項目の税額 = 税抜額 × 税率

### ○ 売上原価及び費用総額

売上原価の税額 = (税抜額 - 非課税の費用内訳の計) × 税率

費用総額の税額 = (税抜額 - (売上原価 + 非課税の費用内訳の計)) × 税率 + 売上原価の税額

※ただし、卸売業、小売業については、非課税の費用内訳は設けない。

【売上原価に含まれる非課税費用の比率が明らかでない場合】

売上原価の税額 = (税抜額 - 非課税の費用内訳の計 × (売上原価 ÷ 費用総額)) × 税率

5

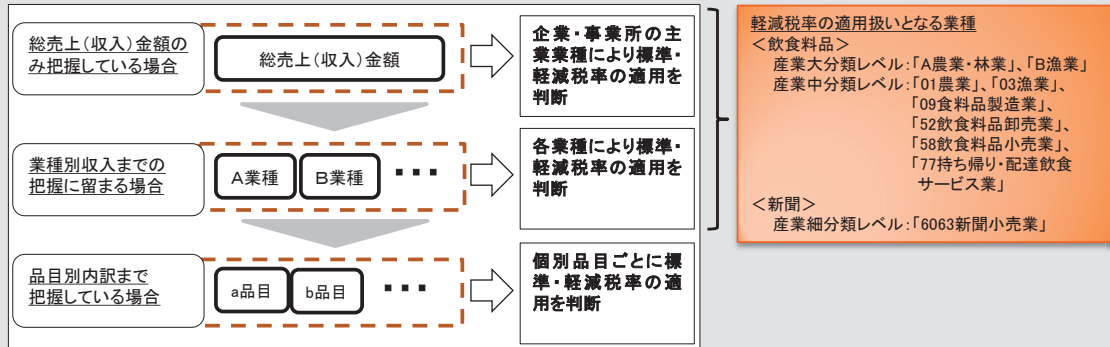
## 別紙② 改定後のガイドライン

### 1 税率変更への対応(調査対象期間中に税率変更が行われる場合)

- 1 月次売上高等を把握している場合は、税率変更時点の前後に分けて、それぞれ新旧税率を乗じて補正する。
- 2 月次売上高等を把握していない場合は、年間の売上高を税率変更時点前後の月数によって按分し、それぞれに新旧税率を乗じて補正する。

### 2 軽減税率導入への対応

#### 1 売上高に関しては、調査で把握しているレベル(品目別・業種別・総売上高)に応じて、軽減税率の適用可否を判断



- 2 費用の売上原価については、現行の補正方法の枠組みを踏襲しつつ、課税対象額に対して乗じる税率は、業種(主業)によって軽減税率か標準税率のどちらかを選択する。(→主業業種が産業中分類「52飲食料品卸売業」、「58飲食料品小売業」の場合のみ軽減税率を適用)

6

## 3. 第Ⅲ期基本計画・施行状況報告の内容等

### 第Ⅲ期基本計画(平成30年3月6日閣議決定)

改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、平成31年(2019年)10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る。

【関係府省。平成30年度(2018年度)から実施する。】

### 平成30年度施行状況報告(令和元年6月27日)

- 平成28年(2016年)経済センサス-活動調査においては、既に適用しているところ。
  - 科学技術研究調査においては、現状、売上高等は一律税込で把握しているが、答申における「今後の課題」(注:税抜・税込の選択制の導入の可否検討を指摘)への対応とあわせて検討に着手した。
  - 経済構造実態調査においては、令和元年(2019年)調査(注:初回調査)の集計から適用する予定。
  - サービス産業動向調査においては、調査の見直しに向けた検討課題の一つとして今後検討する。
- 【以上、総務省】
- 各統計調査毎に消費税の税率変更及び軽減税率の取扱いについて検討を開始したところ。今後、政府全体での議論に積極的に関与していく。
- 【経済産業省】

### 企画部会で審議するに当たっての委員の御意見

- 2019年10月の消費税率変更及び軽減税率実施を控え、主な統計調査の記入方法において消費税の扱いを確認することが重要
- GDP推計に利用される主な経済統計について、今後の適用に向けた検討状況を説明してほしい

7

## 4. ガイドラインの適用・検討状況

《調査票に記入する際の消費税の取扱いが、「原則、税込記入」等となっている主な統計調査》

所管府省	統計調査名	周期	調査票における消費税の選択項目	現行ガイドラインの適用状況	改正ガイドラインの適用に向けた検討状況	事業所母集団データベースへの記録
総務省、 経済産業省	経済センサス-活動調査	5年	税込・税抜両方のチェック欄を設定	適用済 (平成28年調査から)	次回調査(令和3年)の集計における本改正ガイドラインの適用に向けて検討中	○
	経済構造実態調査	年	税込・税抜両方のチェック欄を設定	適用予定 (初回(令和元年調査)の一次公表から)	令和2年調査の1次公表(令和3年3月)から適用すべく検討中	○
	工業統計調査	年	税込・税抜両方のチェック欄を設定	適用済 (平成29年調査から)	令和2年調査の速報公表(令和3年3月までに公表予定)から適用すべく検討中	○
総務省	経済センサス-基礎調査	1回限り	税込・税抜両方のチェック欄を設定	適用予定 (令和元年調査の確報) ※経理項目の対象は平成30年暦年値。なお、速報は経理項目の公表なし	— (当該調査は令和元年調査の1回限りで承認されているもの)	○
	サービス産業動向調査	月	税抜記入の場合のみチェック欄を設定	未適用	令和元年10月分調査の速報公表(令和元年12月)から適用すべく検討中	○
厚生労働省	薬事工業生産動態統計調査	月	税込・税抜両方のチェック欄を設定 (注)	適用済 (平成31年1月分調査から)	検討済 (2018年度のシステム改修で税率変更に対応済。なお、当該調査の調査対象品目は軽減税率の対象外)	
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	年	税込・税抜両方のチェック欄を設定	未適用	令和2年調査の速報公表(令和3年1月までに公表予定)から適用すべく検討中	○
	中小企業実態基本調査	年	税込・税抜両方のチェック欄を設定	未適用	令和2年調査の速報公表(令和3年3月までに公表予定)から適用すべく検討中	○

(注) 「原則、税込記入」ではなく、任意選択で実施

8

### <参考>売上高等を決算値又は一律に税込で把握している主な統計調査 ※ガイドラインの適用対象外

所管府省	統計調査名	周期	調査票に記入する際の消費税の取扱い		事業所母集団データベースへの記録
			税込記入	決算情報	
総務省	個人企業経済調査	年(注)	○		○
	科学技術研究調査	年	○		○
財務省	法人企業統計調査	半年、 四半期		○	○
文部科学省	学校基本調査	年		○	○
農林水産省	農林業センサス	5年	○		○
	漁業センサス	5年	○		○
	農業経営統計調査(営農類型別経営統計) " (農畜産物生産費統計)	年		○	
経済産業省	経済産業省生産動態統計調査	月	○		
	商業動態統計調査	月	○		○
	特定サービス産業動態統計調査	月	○		○
	ガス事業生産動態統計調査	月	○		
国土交通省	建設工事施工統計調査	年	○		○
	建設工事受注動態統計調査	月	○		

(注) 個人企業経済調査の四半期調査(動向調査票による調査)は平成30年度に実施した調査をもって終了している。

9

# 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供に係る検討状況について

厚生労働省政策統括官  
(統計・情報政策、政策評価担当)

1

## 賃金構造基本統計調査の匿名データの提供について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定)

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

2(3)働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備

賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。

諮問第127号の答申(平成31年4月26日)

2 (2)個人票における匿名データの提供検討

本課題について、厚生労働省は、個人票には都道府県、産業、企業規模等、報告者の特定につながりやすい情報が付与されていることから、総務省統計研究研修所の支援も受けつつ、世帯調査における匿名データ化の手法を準用する可能性を含め、匿名データ化の可能性、匿名データを作成する場合の基準等を、引き続き検討するとしている。

これについては、匿名データ化の検討に当たり、個人票の情報のみならず、当該事業所票の情報を付加することも含め、利用者にとってより利便性の高いデータ提供に向けた検討を推進する必要がある。

2

## これまでの検討状況

これまで、令和2年調査における調査方法の見直し、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化等の第Ⅲ期基本計画において示された課題に係る検討を優先して取り組んできており、匿名データの提供に係る検討については、現在は、データ項目毎に匿名化を行う上での課題の洗い出しを行っている状況に止まっているところ。

第Ⅲ期基本計画において、「匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する」とされたところであるが、

- ① 賃金構造基本統計調査は事業所を対象として実施しており、個人票データのみでの提供では利用者の期待に応えることにはならないと考えられること
- ② 事業所調査では、現在匿名データの提供を行っている例が他にない状態であり、いちからの検討が必要であること
- ③ 事業所票の情報と個人票の情報が合わさることにより、個人、事業所の特定が可能となることも想定され、個人調査を伴わない事業所調査よりも困難度が高いと考えられること

などの課題が挙げられる。

今後は、匿名データ化の方法や匿名化基準等について、総務省統計研究研修所の支援を受けつつ、引き続き検討を進めることとしている。

3

## 想定される検討課題

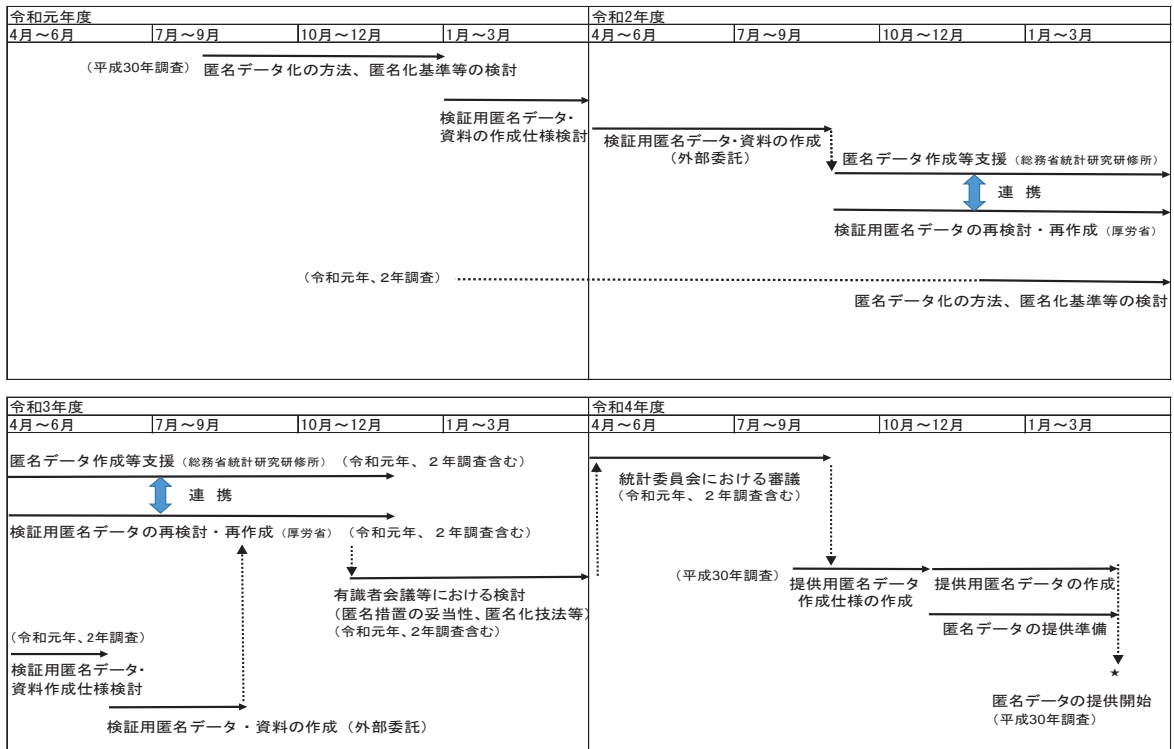
- ① 事業所系調査である賃金構造基本統計調査における匿名データ化について、世帯調査における匿名データ化の手法(リサンプリング、しきい値の設定、データの並べ替え、個人識別情報の匿名化等)が準用できるか否かを含め、匿名データ化の方法や匿名化基準等について検討。
- ② 賃金構造基本統計調査における匿名データ化については、事業所票における情報(産業分類、企業規模、地域等)又は個人票の情報(性、雇用形態、就業形態、学歴、年齢、勤続年数、職種、所定内実労働時間数、超過労働時間数、きまって支給する現金給与額、所定内給与額等)をそれぞれ単独で用いた場合における事業所及び個人の匿名データ化について検討するだけでなく、事業所票の情報と個人票の情報を合わせて用いた場合における事業所及び個人の匿名データ化についても検討。
- ③ 匿名データは、万が一被調査者(事業所又は個人)が特定された場合、統計調査に対する国民の信頼が失われ、その信用を回復することは容易でないため、確実な匿名化措置を施すことが必要である。特に、事業所系調査では、現在匿名データの提供を行っている例が他にない状態。このため、匿名化措置の妥当性等について検討する有識者会議等においては、使用者団体及び労働者団体の代表にも参加いただき検討。
- ④ 賃金構造基本統計調査については、令和2年調査から調査計画を変更し、学歴区分、職種区分等の調査事項について見直しをすることとしている。このため、学歴区分、職種区分等の調査事項については、令和2年調査の結果公表後に再度検討(検討に当たっては令和2年調査の結果データが必要)。

4



# 今後のスケジュール

第Ⅲ期基本計画の計画期間中に匿名データの提供を開始できるよう、今後の検討のスケジュールについては、以下のとおり予定している。

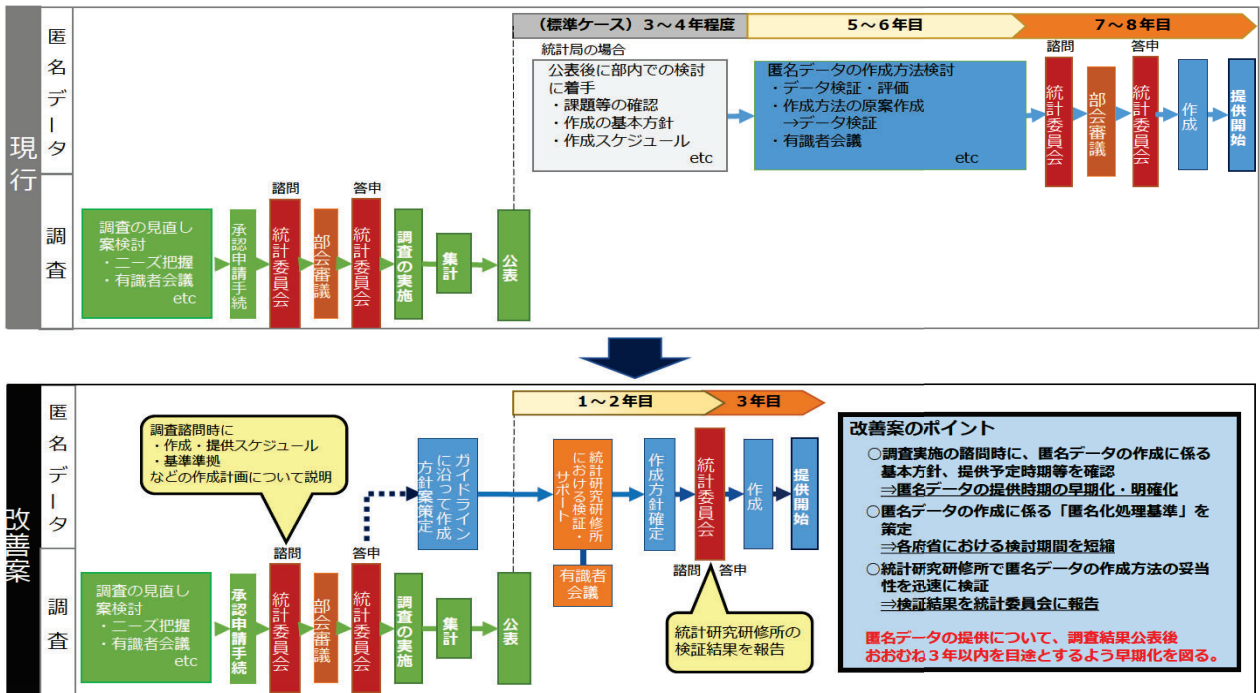


(注) 令和5年3月には、平成30年調査の匿名データの提供を開始予定。以降は、調査結果公表後おおむね3年以内を目途に提供を開始予定。

(参考) 第4回統計制度部会(平成31年2月13日)における匿名データの提供早期化に係る資料より  
匿名データの提供については、現行では、調査結果公表後7～8年目に提供が開始されているところ。  
改善案として、調査結果公表後おおむね3年以内を目途とするよう早期化を図るとされている(別紙参照)。

# 匿名データの提供早期化

別紙



※ 過去の調査年次の匿名データ作成については、調査実施の諮問を伴わないため、上段のみの流れとなる。